

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)

2018年10月11日

投資信託説明書（交付目論見書）（訂正事項分）

ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープン

追加型投信 / 海外 / 債券 / インデックス型

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年11月21日に関東財務局長に提出しており、2017年11月22日にその効力が生じております。また、委託会社は、同法第7条の規定に基づき、当該訂正事項にかかる有価証券届出書の訂正届出書を2018年10月10日に関東財務局長に提出しております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する投資信託説明書（請求目論見書）は委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードできます。
本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載しています。また、投資信託説明書（請求目論見書）については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ファンドに関する照会先：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
ホームページ アドレス www.ssga.com/jp
電話番号 03-4530-7333 (受付時間：営業日の9時～17時)

本書は、「ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープン」の投資信託説明書（交付目論見書）「2017.5.19」の記載内容を一部訂正するものです。また、「ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープン」を当ファンドまたはファンドということがあります。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

投資信託説明書（交付目論見書）の記載事項について、信託契約を解約し、信託終了（繰上償還）すること（予定）に伴い、訂正すべき事項および追加すべき事項がありますので、これを訂正するものであります。

2. 訂正の内容

投資信託説明書（交付目論見書）中の以下の記載について、下記のように訂正（下線部の訂正および追加的記載事項の追加）いたします。

投資信託説明書（交付目論見書）8頁／手続・手数料等（訂正項目のみ記載しています。）

お申込みメモ

| | |
|--|-----------------------------|
| 購入の申込期間 | 2017年11月22日から2018年11月20日まで* |
| ※当該申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 *信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面決議の結果、2018年11月30日をもって信託を終了することとなった場合には、申込期間は2018年11月16日までとします。 | |

| | |
|------|---|
| 信託期間 | 無期限*（信託設定日：2011年9月15日） *当ファンドの信託契約を解約し、信託終了（繰上償還）することにかかる書面決議の結果、2018年11月30日をもって信託終了（繰上償還）することとなった場合には、信託期間は2018年11月30日までとします。 |
|------|---|

追加的記載事項

ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープンの 繰上償還の予定について

ファンドの受益権の口数が信託約款に定められた信託契約の解約の事由である口数を下回っており、償還することが受益者の皆さまにとって有利であると認められるため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき2018年10月10日現在の受益者の皆さま(2018年10月5日までに、購入のお申込みの受付を完了された方が対象となります。)に、2018年11月30日付けで繰上償還することについての書面決議を2018年11月14日に行います。

当書面決議に賛成された受益者の皆さまの議決権の合計数が、2018年10月10日現在の議決権行使することができる受益者の皆さまの議決権総数の3分の2以上の場合、ファンドは繰上償還となり、購入のお申込みの受付を2018年11月16日までとします。また、否決された場合、ファンドを継続する旨を、2018年10月10日現在の受益者の皆さまにお知らせいたします。

当書面決議の結果(繰上償還の可否)につきましては、2018年11月14日に委託会社のホームページ(www.ssga.com/jp)にてお知らせいたします。

ご留意事項

繰上償還が決定した場合、本書「4.手続・手数料等 お申込みメモ」に記載する以下の項目については、内容が以下のとおり変更となります。

| | |
|---------|--|
| 購入の申込期間 | 2017年11月22日から2018年11月20日まで* ※当該申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 * 信託契約の解約(繰上償還)にかかる書面決議の結果、2018年11月30日をもって信託を終了することとなった場合には、申込期間は2018年11月16日までとします。 |
| 信託期間 | 2018年11月30日まで(信託設定日:2011年9月15日) |

ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

ステート・ストリート USハイ・イールド債券オープン

追加型投信／海外／債券／インデックス型

State Street US High Yield Bond Open

<ファンドの商品分類および属性区分>

商品分類

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 補足分類 |
|---------|--------|---------------|---------|
| 追加型 | 海外 | 債券 | インデックス型 |

属性区分

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
|---------------------------|--------------|--------|------------------|-------|---|
| その他資産 (投資信託証券 (債券)) | 年12回 (毎月) | 北米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし | その他 (ブルームバーグ・ バークレイズ・ ハイ・イールド・ベリー・ リキッド・インデックス (円ベース)) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年11月21日に関東財務局長に提出しており、2017年11月22日にその効力が発生しております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問い合わせください。
- 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関する投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定しております。また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

ステート・ストリート・
グローバル・アドバイザーズ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第345号

設立年月日：1998年2月25日

資本金：310百万円(2018年2月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

1,361,089百万円(2018年2月末現在)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

<ファンドに関する照会先>

ステート・ストリート・
グローバル・アドバイザーズ株式会社

ホームページ アドレス www.ssga.com/jp

電話番号 03-4530-7333

お問い合わせ時間 (営業日) 9:00 ~ 17:00

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として米ドル建て外国投資信託「SPDRブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券への投資を通じて、実質的に米ドル建てハイ・イールド債券へ幅広く分散投資することにより、中長期的にブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックス(円ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

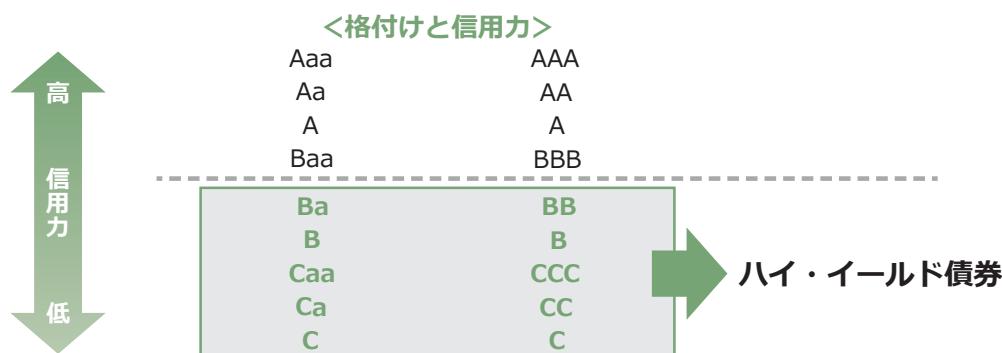
1 米ドル建てハイ・イールド債券市場の動きに連動した投資成果の獲得を目指す外国投資信託を主要投資対象とし、「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用を行います。

- ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックス^{*1}の動きに連動した投資成果の獲得を目指す外国投資信託「SPDRブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券^{*2}を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。

*1 ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックスは、正式名称を「Bloomberg Barclays High Yield Very Liquid Index」といい、米国のハイ・イールド債券(インデックス定義上の格付けがBB格相当以下の銘柄)で構成される債券価格指数であり、ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックス(円ベース)を当ファンドのベンチマークとします。

投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数とともに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

*2 正式名称「SPDR Bloomberg Barclays High Yield Bond ETF」については、後掲「投資対象とする投資信託の概要」をご参照ください。なお、ハイ・イールド債券とは、主要投資格付け機関による格付けがBB格相当以下であるものを言います。



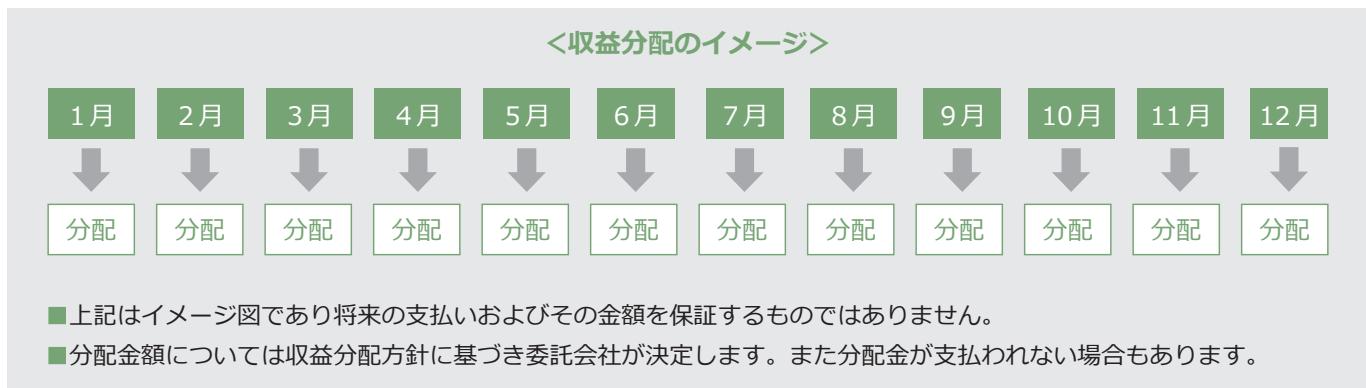
- 主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得を目指す親投資信託「短期国債マザーファンド」受益証券にも投資を行います。

2 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 米ドル建て外国投資信託の組入部分は、為替変動による影響を受けるため、基準価額は変動します。

3 毎月決算を行い、継続的に収益分配を行うことを目指します。

- 分配金額は、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。



ファンドの仕組み

当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託(ファンズ)に投資する投資信託(ファンド)のことをいいます。



主な投資制限

1. 外国投資信託「SPDRブルームバーグ・パークレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券および親投資信託「短期国債マザーファンド」受益証券への投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

投資対象とする投資信託の概要

スパイダー 外国投資信託「SPDRブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券

| | |
|------------|--|
| ファンド形態 | 米ドル建て外国投資信託(米国ニューヨーク証券取引所ARCA上場)／オープン・エンド型 |
| 運用の基本方針 | 主として米ドル建てハイ・イールド債券に投資し、ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックスのリターンに、費用控除前で、おおむね一致する投資成果を提供することを目指します。 |
| 決算日 | 毎年6月30日 |
| 収益分配方針 | 債券利息等の収益があれば“インカム分配金”として通常は毎月、売買純利益があれば“キャピタル分配金”として少なくとも年1回は支払われる予定ですが、それは投資成果に応じて、もしくは米国の国税収入局の規約に則って決定されます。 |
| 運用報酬等 | 純資産総額に対して年率0.40%程度(運用報酬等は、本書作成日現在における料率であり、将来変更される可能性があります。) |
| 設定日 | 2007年11月28日 |
| 運用会社 | SSGAファンド・マネジメント・インク(SSGA Funds Management, Inc.) |
| アドミニストレーター | SSGAファンド・マネジメント・インク(SSGA Funds Management, Inc.) |

<SSGAファンド・マネジメント・インクの概要>

SSGAファンド・マネジメント・インクは、2001年に米国(マサチューセッツ州ボストン市)において設立された運用会社であり、ステート・ストリート・コーポレーションの100%子会社です。同社は米国証券取引委員会(SEC)に登録された運用会社として、上記の上場投資信託(ETF)を始めとして多くの「SPDRトラスト・シリーズ」のETFなどを運用しています。なお、SSGAとは、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのイニシャルです。

親投資信託「短期国債マザーファンド」受益証券

| | |
|----------|--|
| 【参考】商品分類 | 親投資信託／国内／債券 |
| 運用の基本方針 | 主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得を目指して運用を行います。 |
| 決算日 | 毎年4月15日(ただし、該当日が休日の場合は翌営業日) |
| 収益分配方針 | 収益は償還(信託終了)まで留保し、分配は行いません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| 設定日 | 2009年7月21日 |
| 委託会社 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

追加的記載事項

<収益分配金に関する留意事項>

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

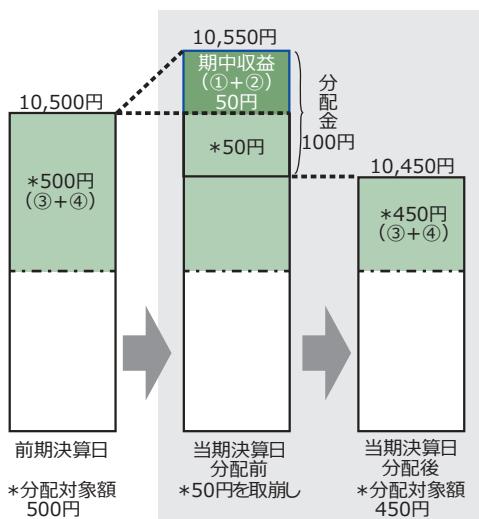
投資信託で分配金が支払われるイメージ



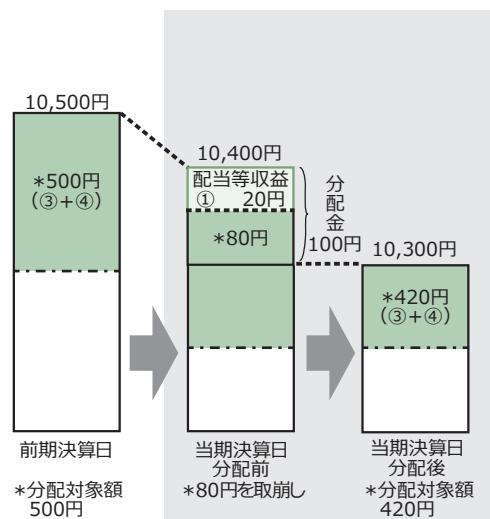
■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

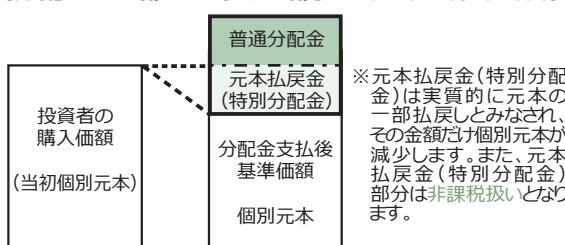


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

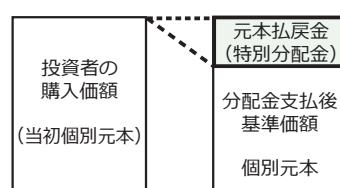
※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合)



普通分配金:個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

2.投資リスク

当ファンドは、主に外国投資信託への投資を通じて、実質的に米ドル建てハイ・イールド債券に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があり、その運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

基準価額の変動要因

基準価額の主な変動要因

| | |
|------------------------|---|
| 金利変動リスク | 金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等(ハイ・イールド債券を含む。以下同じ。)の価格が下落(価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)し、基準価額が下落する要因となります。 なお、ハイ・イールド債券は、一般に信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、価格が大きく変動する傾向があると考えられています。 |
| 信用リスク | 公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等、信用状況によって、特に利息等の債務不履行や支払遅延が生じた場合や予想される場合は、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。 なお、ハイ・イールド債券は、一般に信用度が高い高格付けの債券と比較して、債務不履行および支払遅延が生じるリスクが高いと考えられています。 |
| 為替リスク | 当ファンドは外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。 |
| 流動性リスク | 投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てるために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスクなどがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。 なお、ハイ・イールド債券は、一般に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いため、本来の投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあり、価格が大きく変動する傾向があると考えられています。 |
| ファンド・オブ・ファンズ 方式のリスク | 当ファンドの信託期間終了前に、主要投資対象とする投資信託が存続しないことになった場合や組入ができなくなった場合には当ファンドは繰上償還となります。 また、投資対象が上場投資信託の場合は、上記の流動性リスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。 一方、非上場の場合は、他の投資者による追加設定・解約等に伴って、当投資信託における有価証券の売買等による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担が当投資信託の基準価額に影響を及ぼすことがあるため、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。 |

※上記の各リスクの記述は簡略化しておりますので、より詳細な内容は投資信託説明書(請求目論見書)をご確認ください。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

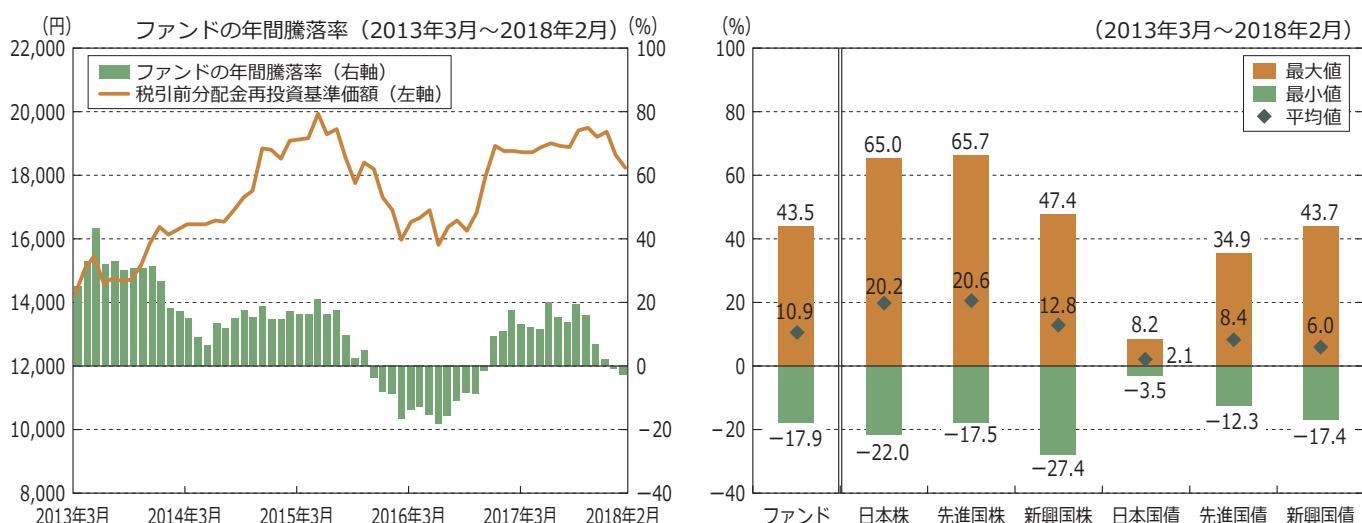
運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

※上記体制は2018年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移> <ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



- 上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
- 代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。

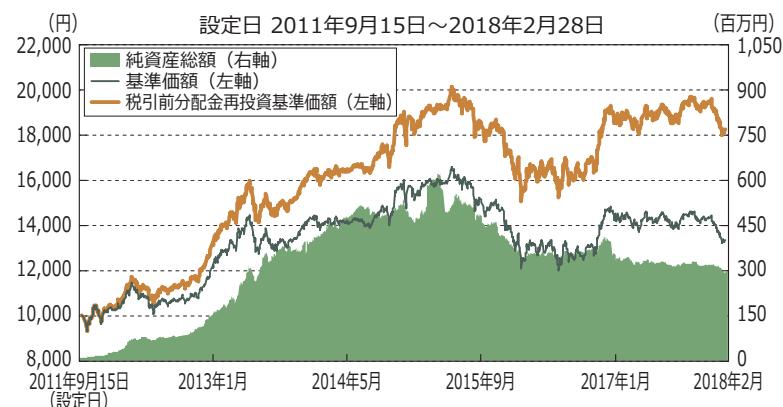
※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

※代表的な資産クラスを表す指数については、最終ページにてご確認ください。

3.運用実績

(2018年2月28日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。分配金再投資基準価額は税引前の分配金を分配時に再投資したものです。

<基準価額・純資産総額>

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 13,358円 |
| 純資産総額 | 299百万円 |

分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|--------------------|--------|
| 第71期 (2017年9月20日) | 50円 |
| 第72期 (2017年10月20日) | 50円 |
| 第73期 (2017年11月20日) | 50円 |
| 第74期 (2017年12月20日) | 50円 |
| 第75期 (2018年1月22日) | 50円 |
| 第76期 (2018年2月20日) | 50円 |
| 直近1年間累計 | 600円 |
| 設定来累計 | 4,120円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

(スパイダー 外国投資信託「SPDRブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券の資産の状況)

上位10銘柄^{※1}

| 銘柄名 | 比率 | 残存年数 |
|-----------------------------|---------|-----------|
| SFR GROUP SA | 7.375% | '26/05/01 |
| SPRINT CORP | 7.875% | '23/09/15 |
| SFR GROUP SA | 6.000% | '22/05/15 |
| PRIME SECSRVC BRW/FINANC | 9.250% | '23/05/15 |
| FIRST DATA CORPORATION | 7.000% | '23/12/01 |
| CCO HLDGS LLC/CAP CORP | 5.125% | '27/05/01 |
| 1011778 BC/NEW RED FIN | 5.000% | '25/10/15 |
| CHS/COMMUNITY HEALTH SYS | 6.250% | '23/03/31 |
| FRONTIER COMMUNICATIONS | 11.000% | '25/09/15 |
| SCIENTIFIC GAMES INTERNATIO | 10.000% | '22/12/01 |

※1 比率は外国投資信託の純資産総額対比

セクター別構成比^{※2}

| セクター | 外国投資信託 | ベンチマーク | 差 |
|------|--------|--------|--------|
| 産業 | 87.29% | 87.76% | -0.47% |
| 金融 | 9.25% | 9.19% | 0.06% |
| 公益 | 3.09% | 3.05% | 0.04% |
| その他 | 0.37% | 0.00% | 0.37% |

残存年数別構成比^{※2}

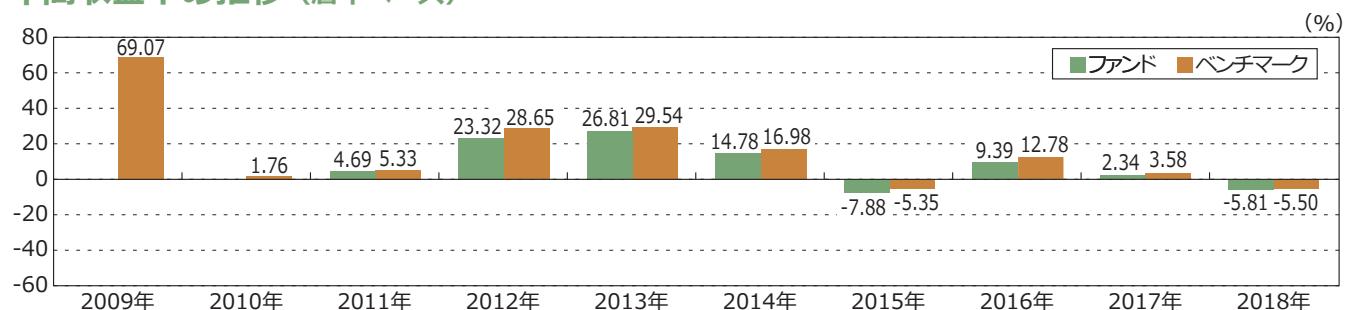
| 残存年数 | 外国投資信託 | ベンチマーク | 差 |
|-------|--------|--------|--------|
| 1年未満 | 0.44% | 0.00% | 0.44% |
| 1～3年 | 5.92% | 5.83% | 0.09% |
| 3～7年 | 57.54% | 57.07% | 0.47% |
| 7～10年 | 34.56% | 35.56% | -1.01% |
| 10年以上 | 1.52% | 1.54% | -0.01% |

格付別構成比^{※2}

| 格付 | 外国投資信託 | ベンチマーク | 差 |
|--------|--------|--------|--------|
| BBB格以上 | 0.38% | 0.00% | 0.38% |
| BB格 | 44.65% | 45.28% | -0.62% |
| B格 | 40.73% | 40.56% | 0.17% |
| CCC格以下 | 14.13% | 14.16% | -0.03% |

※2 外国投資信託の比率は外国投資信託の純資産総額対比

年間收益率の推移(暦年ベース)



※2011年のファンドとベンチマークの年間收益率は設定日から年末までで算出しています。

※2018年のファンドとベンチマークの年間收益率は年初から2月末までで算出しています。

※年間收益率の推移は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|--------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位にて受け付けます。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位にて受け付けます。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。 |
| 購入・換金申込不可日 | 原則として、米国の取引所または銀行の休業日 |
| 申込締切時間 | 原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。 |
| 購入の申込期間 | 2017年11月22日から2018年11月20日まで ※当該申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託会社の判断により、購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。 |
| 信託期間 | 無期限(信託設定日:2011年9月15日) |
| 繰上償還 | 受益権の口数が10億口を下回ることとなつた場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 なお、主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなつた場合や組入ができなくなつた場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 |
| 決算日 | 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年12回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。 ※当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | ファンドの信託金限度額は、5,000億円です。 |
| 公告 | 受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 2月、8月の決算時および償還時に委託会社は交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。 |
| ファンドの略称 | USハイ債券 ※日本経済新聞の「オープン基準価格」欄に掲載される当ファンドの略称です。 |

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | | |
|-----|---------|---|
| 購入時 | 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.16%(税抜2.0%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 ※購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の事務等の対価です。 |
| 換金時 | 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | |
|--|--|-----------|---|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に 年率0.5724%(税抜0.53%) の信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期間末日(当日が休業日の場合は翌営業日とします。)または信託終了のときに、信託財産中から支払います。 (信託報酬率の配分(税抜)) | | |
| | 支払先 | 信託報酬率(年率) | 役務の内容 |
| | 委託会社 | 0.20% | 委託した資金の運用の対価 |
| | 販売会社 | 0.30% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| | 受託会社 | 0.03% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |
| ※外国投資信託「SPDRブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券において、別途、運用報酬等として純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で 年率0.9724%程度 となります。なお、この運用報酬等は、将来変更される可能性があります。 | | | |
| その他の費用・手数料 | その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査費用 等 | | |

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|------------------|---------------|---|
| 分配時 | 所得税および 地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約) および償還時 | 所得税および 地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は、2018年2月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度(NISA)、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ ベンチマーク(オリジナル指数)

ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックス

ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー (Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。バークレイズ(BARCLAYS)は、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank Plc)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。ブルームバーグ、ならびに、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびバークレイズ・キャピタル・インク(Barclays Capital Inc.)ならびに両社の関係会社(以下「バークレイズ」と総称します。)のいずれも、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに関連するいかなるデータおよび情報の適時性、正確性および完全性について保証するものではなく、また、明示默示を問わず、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスならびにこれに関連するいかなるデータおよび価格、ならびにこれらから得ることのできる結果について保証するものではなく、これらに関する一切の商品性および特定の目的への適合性の保証を明示的に否認します。インデックスに直接投資することはできません。バックテストされたパフォーマンスは、実際のパフォーマンスではありません。過去のパフォーマンスは、将来の結果の見通しではありません。法律上認められる最大限度で、ブルームバーグおよびブルームバーグのライセンサー、ならびにそれらの従業員、業務委託先、代理人、サプライヤーおよびベンダーのそれぞれは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスまたはこれに関連するデータもしくは価格に關係して生じる侵害または損害について、直接的、間接的、結果的、付隨的、懲罰的またはその他の侵害または損害であるかにかかわらず、また、これらの者の過失またはその他に起因するものであるかを問わず、何らの債務も責任も負いません。本書は、金融商品に関する助言ではなく、事実に関する情報を提供するものです。ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスのいかなる部分も、金融商品の勧誘ではなく、ブルームバーグまたはその関係会社もしくはライセンサーによる投資の助言または投資の推奨(すなわち、特定の権利に関して、「買い」、「売り」、「保持」またはその他の取引を行うか否かについての推奨)あるいは投資その他の戦略についての推奨ではなく、また、そのような勧誘、投資の助言、投資の推奨あるいは投資その他の戦略についての推奨と解釈されではありません。ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスから得られるデータおよびその他の情報は、投資判断を基礎付けるのに十分な情報であると考えられるべきではありません。ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスによって提供される全ての情報は一般的なものであり、特定の者、法人または集団のニーズに応じるものではありません。ブルームバーグおよびブルームバーグの関係会社は、証券またはその他の権利の将来の価値または予想される価値について何らの意見も表明するものではなく、また、明示默示を問わず、いかなる種類の投資戦略の推奨も提案も行うものではありません。さらに、バークレイズは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスの発行者または作出者ではなく、また、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスへの投資家に対して何らの責任も義務も負いません。ブルームバーグは、自己のために、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスについてまたはこれに関連してバークレイズと取引を行う場合がありますが、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスへの投資家は、バークレイズとの間にいかなる関係も結ぶものではなく、また、バークレイズはブルームバーグ・バークレイズ・インデックスまたはブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに含まれるいかなるデータについても支持し、保証し、販売または促進するものではなく、バークレイズは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスまたはブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに含まれるデータの適否または利用に関するいかなる表明も行うものではありません。お客様は、金融に関する意思決定を行うに先立ち、独自に助言を受けることを考慮されるべきです。©2016 Bloomberg Finance L.P. All rights reserved.

■ 「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指標

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、同指標に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。



ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープン

追加型投信／海外／債券／インデックス型

投資信託説明書 (請求目論見書)

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

2018年10月11日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

1. ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープンの受益権の募集については、発行者であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（委託会社）は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2017年11月21日に関東財務局長に提出しており、2017年11月22日にその効力が発生しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者がファンドを取得する時までに投資者から請求があつた場合に交付を行う目論見書です。
3. ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープンの受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
4. 当ファンドは元金が保証されているものではありません。

| | |
|-------------------------|------------------------------|
| 発行者名 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長 高村 孝 |
| 本店の所在の場所 | 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 |
| 有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所 | 該当事項はありません。 |

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ステート・ストリートU.S.ハイ・イールド債券オープン

(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

※基準価額とは、信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、販売会社（後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）にてご確認いただけ
るほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「U.S.
ハイ債券」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

(受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.16%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。申込手数料には消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2017年11月22日から2018年11月20日まで*

*当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

*信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面決議の結果、2018年11月30日をもって信託を終了することとなった場合には、申込期間は2018年11月16日までとします。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の＜照会先＞までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳細については、販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受けた販売会社とします（前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 申込証拠金

該当事項はありません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

④ 信託契約の解約（繰上償還）の予定について

当ファンドは、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）するための手続きを行います。

1. 信託終了（繰上償還）を行う理由

当ファンドは2011年9月15日に設定し、ファンド・オブ・ファンズ方式により主として米ドル建て外国投資信託「SPDR（スパイダー）ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券への投資を通じて、中長期的にブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックス（円ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行ってきました。

しかしながら、当ファンドは純資産総額の減少が続いており、受益権口数が信託約款に定める信託を終了させることができる口数（10億口）を下回る状態となっています。

このような状況を踏まえ、このまま運用を継続するよりも信託契約を解約することが受益者にとって有利と判断し、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了するものです。

2. 信託終了の日程

| | |
|-----------------|---------------|
| 書面決議の対象受益者の確定日 | 2018年10月10日 |
| 書面による議決権の行使の期限 | 2018年11月12日まで |
| 書面決議の日 | 2018年11月14日 |
| 信託終了（繰上償還）日（予定） | 2018年11月30日 |

3. 書面による決議（書面決議）について

当該信託終了については、2018年10月10日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行い、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決・実施されます。受益者の賛成が得られず書面決議において否決された場合には、当該信託終了は行いません。なお、2018年10月9日以降のお申込みにより取得された受益権については、書面決議の手続きの対象とはなりません。

また、書面決議の結果、2018年11月30日に信託を終了（繰上償還）する場合、2018年11月17日以降の取得のお申込み分より、受付けを中止いたします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、主として米ドル建て外国投資信託「SPDR (スパイダー) ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券への投資を通じて、実質的に米ドル建てハイ・イールド債券へ幅広く分散投資することにより、中長期的にブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックス（円ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 補足分類 |
|----------------|---------------------------|---|--------------------|
| 単位型 追加型 | 国 内 海 外 内 外 | 株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合 | インデックス型 特殊型 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する商品分類

| 項目 | 該当する商品分類 | 内容 |
|-------------------|----------|--|
| 単位型・ 追加型 | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 海外 | 目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 (収益の源泉) | 債券 | 目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 目論見書又は信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
|----------------------------|--------------|-------------|------------------|-----------|--|
| 株式 | 年1回 | グローバル | | | |
| 一般 | 年2回 | 日本 | | | |
| 大型株 | 年4回 | 北米 | | | 日経 225 |
| 中小型株 | | | | | |
| 債券 | | | | | |
| 一般 | 年6回 (隔月) | 欧州 | ファミリー ファンド | あり () | |
| 国債 | | | | | |
| 社債 | | アジア | | | |
| その他債券 | 年12回 (毎月) | オセアニア | | | TOPIX |
| クレジット属性 () | | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし | |
| 不動産投信 | 日々 | アフリカ | | | |
| | その他 () | 中近東 (中東) | | | |
| その他資産 (投資信託証券 (債券)) | | エマージング | | | その他 (ブルームバーグ・ バークレイズ・ ハイ・イールド・ ベリー・リキッド・ インデックス (円ベース)) |
| 資産複合 | | | | | |
| 資産配分固定型 | | | | | |
| 資産配分変動型 | | | | | |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する属性区分

| 項目 | 該当する属性区分 | 内容 |
|----------|--|---|
| 投資対象資産 | その他資産 (投資信託証券 (債券)) | 目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。 |
| 決算頻度 | 年12回（毎月） | 目論見書又は信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象地域 | 北米 | 目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファンド・オブ・ファンズ | 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 |
| 為替ヘッジ | なし | 目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |
| 対象インデックス | その他 (ブルームバーグ・ バークレイズ・ ハイ・イールド・ ベリー・リキッド・ インデックス (円ベース)) | 「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。 |

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

④ファンドの特色

1

米ドル建てハイ・イールド債券市場の動きに連動した投資成果の獲得を目指す外国投資信託を主要投資対象とし、「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用を行います。

- ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックス^{*1}の動きに連動した投資成果の獲得を目指す外国投資信託「SPDRブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券^{*2}を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。

*1 ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックスは、正式名称を「Bloomberg Barclays High Yield Very Liquid Index」といい、米国のハイ・イールド債券（インデックス定義上の格付けがBB格相当以下の銘柄）で構成される債券価格指数であり、ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックス（円ベース）を当ファンドのベンチマークとします。

投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指標とともに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

*2 正式名称「SPDR® Bloomberg Barclays High Yield Bond ETF」については、後掲「投資対象とする投資信託の概要」をご参照ください。なお、ハイ・イールド債券とは、主要投資格付け機関による格付けがBB格相当以下であるものを言います。



- 主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得を目指す親投資信託「短期国債マザーファンド」受益証券にも投資を行います。

2

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 米ドル建て外国投資信託の組入部分は、為替変動による影響を受けるため、基準価額は変動します。

3

毎月決算を行い、継続的に収益分配を行うことを目指します。

- 分配金額は、毎月20日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

<収益分配のイメージ>



■上記はイメージ図であり将来の支払いおよびその金額を保証するものではありません。

■分配金額については収益分配方針に基づき委託会社が決定します。また分配金が支払われない場合もあります。

■ ベンチマーク(オリジナル指数)

ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックス

ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー (Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。バークレイズ(BARCLAYS)は、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank Plc)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。ブルームバーグ、ならびに、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびバークレイズ・キャピタル・インク(Barclays Capital Inc.)ならびに両社の関係会社(以下「バークレイズ」と総称します。)のいずれも、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに関するいかなるデータおよび情報の適時性、正確性および完全性について保証するものではなく、また、明示黙示を問わず、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスならびにこれに関連するいかなるデータおよび価格、ならびにこれらから得ることのできる結果について保証するものではなく、これらに関する一切の商品性および特定の目的への適合性の保証を明示的に否認します。インデックスに直接投資することはできません。バックテストされたパフォーマンスは、実際のパフォーマンスではありません。過去のパフォーマンスは、将来の結果の見通しではありません。法律上認められる最大限度で、ブルームバーグおよびブルームバーグのライセンサー、ならびにそれらの従業員、業務委託先、代理人、サプライヤーおよびベンダーのそれぞれは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスまたはこれに関連するデータもしくは価格に関係して生じる侵害または損害について、直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的またはその他の侵害または損害であるかにかかわらず、また、これらの者の過失またはその他に起因するものであるかを問わず、何らの債務も責任も負いません。本書は、金融商品に関する助言ではなく、事実に関する情報を提供するものです。ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスのいかなる部分も、金融商品の勧説ではなく、ブルームバーグまたはその関係会社もしくはライセンサーによる投資の助言または投資の推奨(すなわち、特定の権利に関して、「買い」、「売り」、「保持」またはその他の取引を行うか否かについての推奨)あるいは投資その他の戦略についての推奨ではなく、また、そのような勧説、投資の助言、投資の推奨あるいは投資その他の戦略についての推奨と解釈されではありません。ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスから得られるデータおよびその他の情報は、投資判断を基礎付けるのに十分な情報であると考えられるべきではありません。ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスによって提供される全ての情報は一般的なものであり、特定の者、法人または集団のニーズに応じるものではありません。ブルームバーグおよびブルームバーグの関係会社は、証券またはその他の権利の将来の価値または予想される価値について何らの意見も表明するものではなく、また、明示黙示を問わず、いかなる種類の投資戦略の推奨も提案も行うものではありません。さらに、バークレイズは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスの発行者または作出者ではなく、また、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスへの投資家に対して何らの責任も義務も負いません。ブルームバーグは、自己のために、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスについてまたはこれに関連してバークレイズと取引を行なう場合がありますが、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスへの投資家は、バークレイズとの間にいかなる関係も結ぶものではなく、また、バークレイズはブルームバーグ・バークレイズ・インデックスまたはブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに含まれるいかなるデータについても支持し、保証し、販売または促進するものではなく、バークレイズは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスまたはブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに含まれるデータの適否または利用に関するいかなる表明も行うものではありません。お客様は、金融に関する意思決定を行なうに先立ち、独自に助言を受けることを考慮されるべきです。©2016 Bloomberg Finance L.P. All rights reserved.

(2) 【ファンドの沿革】

2011年9月15日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。



② ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）

委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

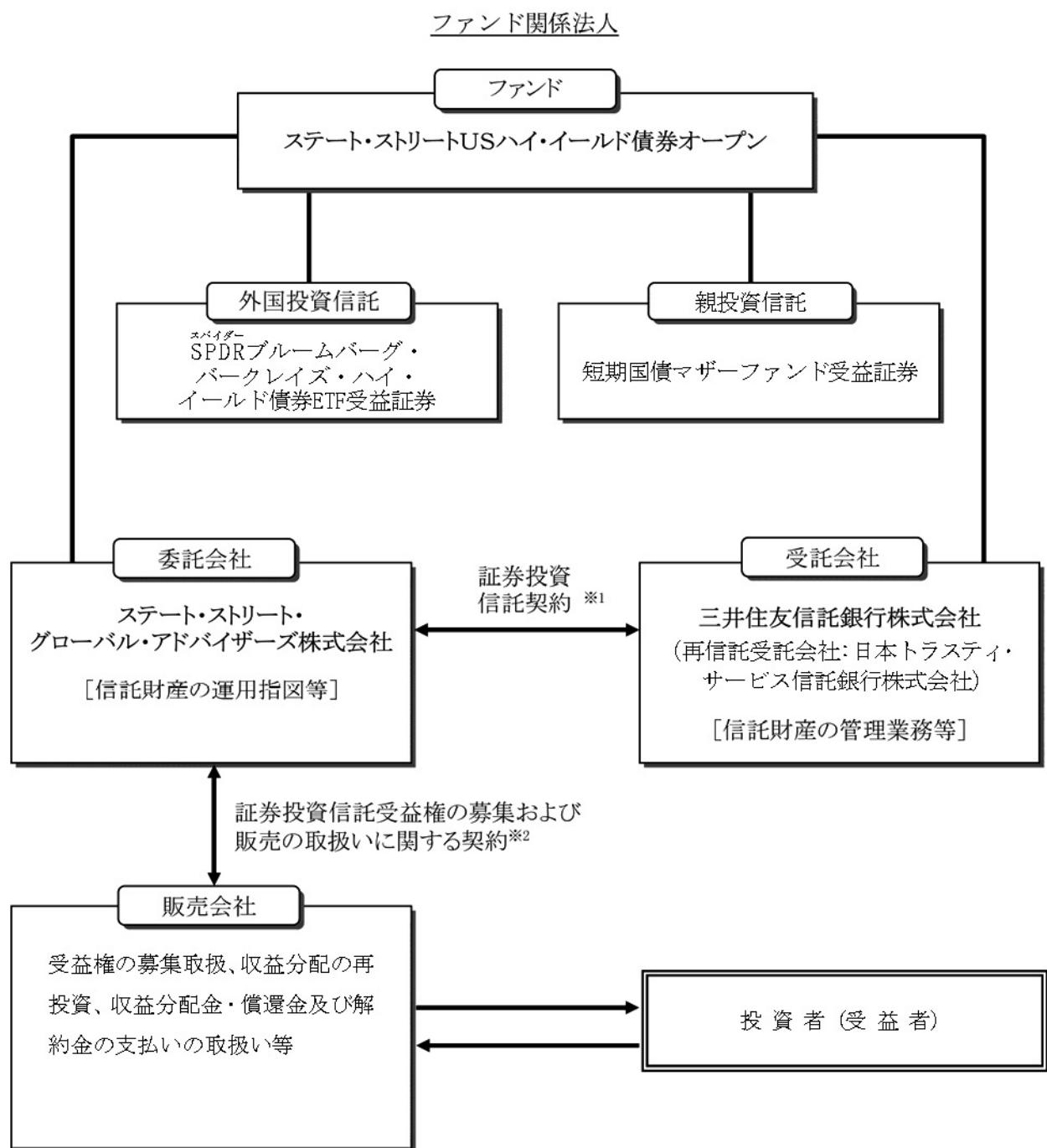
- 2) 三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

- 3) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。



※1 証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項、信託の元本、収益の管理および運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

※2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

③ 委託会社の概況（本書提出日現在）

1) 資本金の額

3億1千万円

2) 沿革

| | |
|------------|---------------------------------------|
| 1998年2月25日 | ステート・ストリート投資顧問株式会社設立 |
| 1998年3月31日 | 投資顧問業の登録 |
| 1998年8月28日 | ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更 |
| 1998年9月30日 | 投資一任契約に係る業務の認可 |
| 1998年9月30日 | 証券投資信託の委託会社としての認可取得 |
| 2007年9月30日 | 金融商品取引業者の登録 |
| 2008年7月1日 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 に商号変更 |

3) 大株主の状況

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|--|----------------------------|--------|------|
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー | 6,200株 | 100% |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

当ファンドは、主として米ドル建て外国投資信託「SPDR（スパイダー）ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券（以下「SPDRハイ・イールドETF」といいます。）への投資を通じて、実質的に米ドル建てハイ・イールド債券へ幅広く分散投資することにより、中長期的にブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックス（円ベース）に連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。

- ① ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。
- ② SPDRハイ・イールドETFの組入比率は原則として高位を維持し、短期国債マザーファンド受益証券の組入れも行います。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記（5）②の2）3）4）に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥ 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。
- ⑦ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- (a) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として米ドル建て外国投資信託「SPDR（スパイダー）ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券およびステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された短期国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）

に投資することを指図します（信託約款第15条第1項）。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で19) の有価証券の性質を有するもの
- 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます（信託約款第15条第2項）。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます（信託約款第15条第3項）。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑧ 上記⑤⑥⑦において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<投資対象とする投資信託の概要>

外国投資信託「SPDR（スパイダー）ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券

| | |
|------------|--|
| ファンド形態 | 米ドル建て外国投資信託（米国ニューヨーク証券取引所ARCA上場）／オープン・エンド型 |
| 運用の基本方針 | 主として米ドル建てハイ・イールド債券に投資し、ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックスのリターンに、費用控除前で、おおむね一致する投資成果を提供することを目指します。 |
| 決算日 | 毎年6月30日 |
| 収益分配方針 | 債券利息等の収益があれば“インカム分配金”として通常は毎月、売買純利益があれば“キャピタル分配金”として少なくとも年1回は支払われる予定ですが、それは投資成果に応じて、もしくは米国の国税収入局の規約に則って決定されます。 |
| 運用報酬等 | 純資産総額に対して年率0.40%程度（運用報酬等は、本書提出日現在における料率であり、将来変更される可能性があります。） |
| 設定日 | 2007年11月28日 |
| 運用会社 | SSGAファンド・マネジメント・インク（SSGA Funds Management, Inc.） |
| アドミニストレーター | SSGAファンド・マネジメント・インク（SSGA Funds Management, Inc.） |

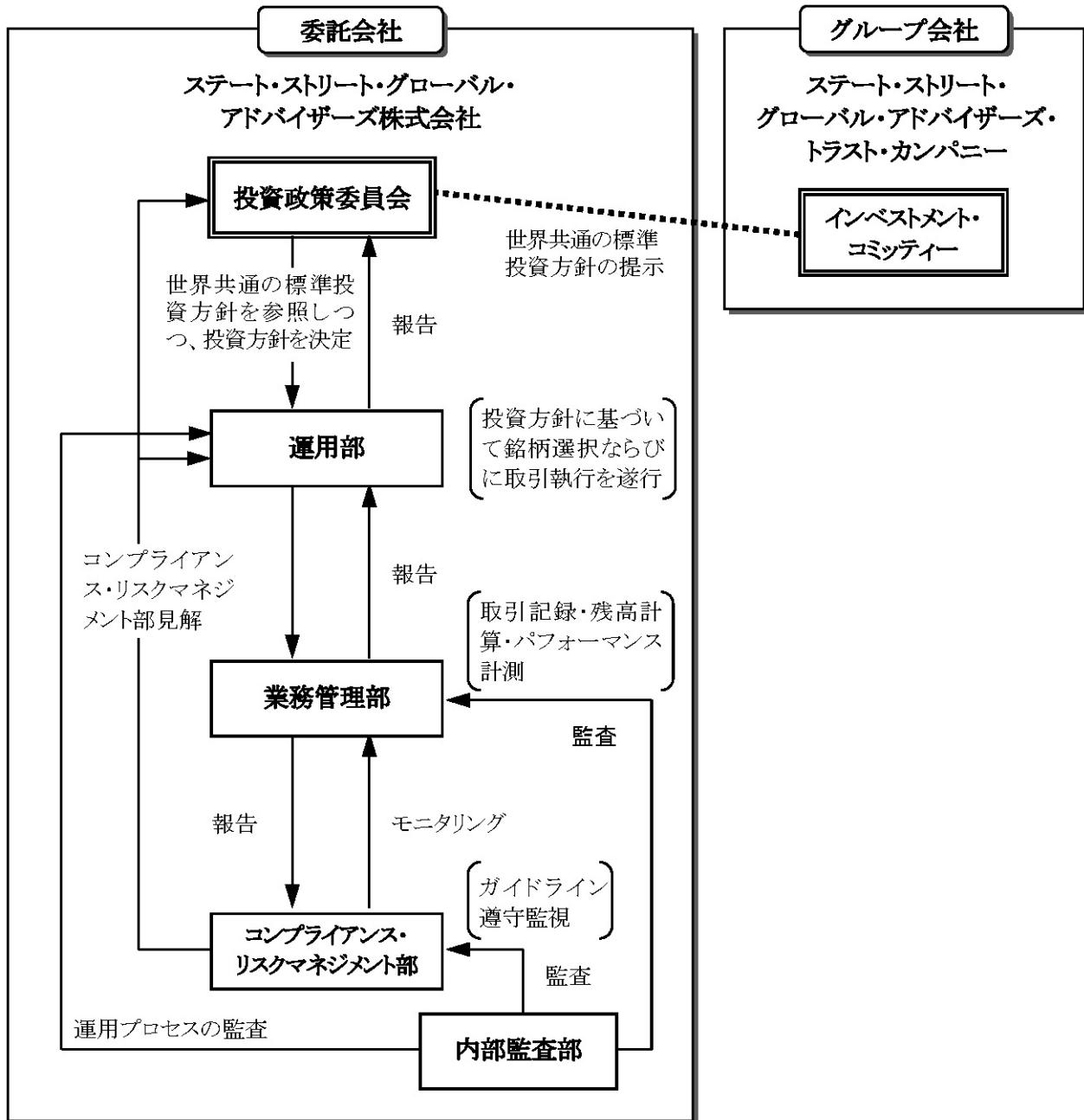
<SSGAファンド・マネジメント・インクの概要>

SSGAファンド・マネジメント・インクは、2001年に米国（マサチューセッツ州ボストン市）において設立された運用会社であり、ステート・ストリート・コーポレーションの100%子会社です。同社は米国証券取引委員会（SEC）に登録された運用会社として、上記の上場投資信託（ETF）を始めとして多くの「SPDR（スパイダー）トラスト・シリーズ」のETFなどを運用しています。なお、SSGAとは、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのイニシャルです。

親投資信託「短期国債マザーファンド」受益証券

| | |
|----------|--|
| 〔参考〕商品分類 | 親投資信託／国内／債券 |
| 運用の基本方針 | 主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得を目指して運用を行います。 |
| 決算日 | 毎年4月15日（ただし、該当日が休日の場合は翌営業日） |
| 収益分配方針 | 収益は償還（信託終了）まで留保し、分配は行いません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| 設定日 | 2009年7月21日 |
| 委託会社 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適

合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ

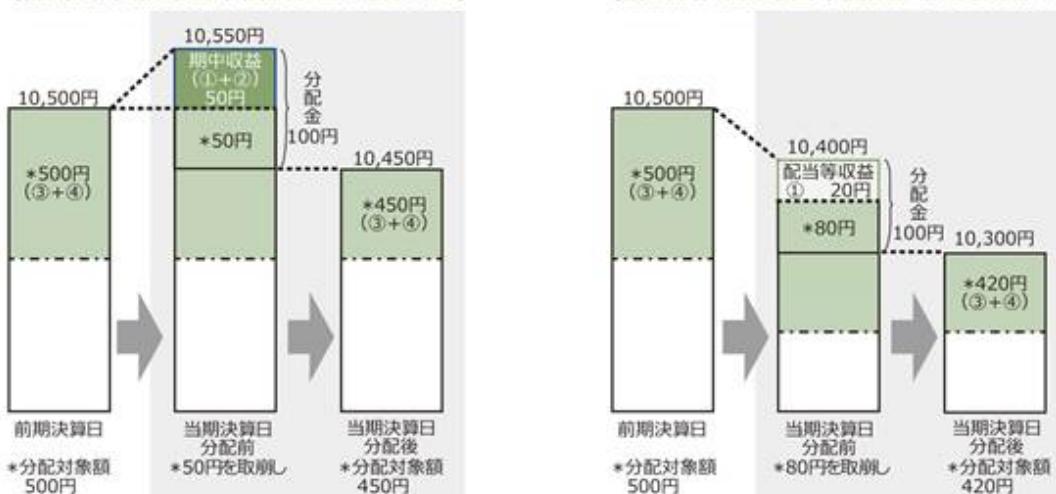


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

(前期決算日から基準価額が下落した場合)



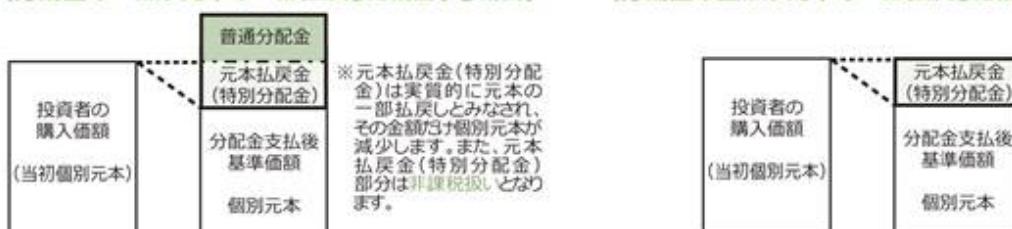
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合)



普通分配金:個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

- ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- 1) SPDRハイ・イールドETFおよびマザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。

- 2) 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6) デリバティブ取引は、後記②の2) 3) 4) の範囲で行います。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ② 信託約款上のその他の投資制限
- 1) 投資する株式等の範囲（信託約款第18条）
委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- 2) 先物取引等の運用指図（信託約款第19条）
(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利

に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

3) スワップ取引の運用指図（信託約款第20条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- (d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

4) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第21条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5) 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第22条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

6) 公社債の空売りの指図範囲（信託約款第23条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記（a）の売付けの指図にあたっては、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（b）の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

7) 公社債の借入れ（信託約款第24条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記（a）の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（b）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 上記（a）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

8) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第25条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

9) 外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第26条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図することができます。
- (b) 上記（a）の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 上記（b）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (d) 上記（a）および（b）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

10) デリバティブ取引等にかかる投資制限（信託約款第21条の2）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（参考）「短期国債マザーファンド」の概要

当ファンドが投資対象とする「短期国債マザーファンド」の概要是、以下の通りです。

（1）投資方針

この投資信託は、主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得をめざして運用を行います。

日本の短期公社債等を主要投資対象とします。

① 満期1年以内の日本の国債を主要投資対象とします。

② 公社債の組入比率は原則として高位を維持します。

③ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われるデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。

④ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

⑤ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（2）投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券
 - 12) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 13) 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 18) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、1) の証券または証書、15) の証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに15) の証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12) の証券および13) の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (3) 主な投資制限
- ① 公社債の投資割合には制限を設けません。
 - ② 満期1年を超える公社債への投資は行いません。
 - ③ 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第

341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) の新株予約権に限ります。) の行使により取得可能なものに限り、投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ④ 投資信託証券の投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥ デリバティブ取引は、信託約款第16条、第17条および第18条の範囲で行います。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑧ デリバティブ取引等にかかる投資制限
委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主に外国投資信託への投資を通じて、実質的に米ドル建てハイ・イールド債券に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があり、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さんに帰属します。

したがって、投資者の皆さんの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

① 金利変動リスク

公社債等（ハイ・イールド債券を含む。以下同じ。）の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

なお、ハイ・イールド債券は、一般に信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、価格が大きく変動する傾向があると考えられています。

② 信用リスク

公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって公社債等の価格は変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。したがって、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

なお、ハイ・イールド債券は、一般に信用度が高い高格付けの債券と比較して、債務不履行および支払遅延が生じるリスクが高いと考えられています。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（投

資信託またはマザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む)にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

③ 為替リスク

当ファンドの主要投資対象である投資信託は外貨建て（実質的に保有する公社債等も外貨建て）であり、また当ファンドは外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。

④ 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てるために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。なお、ハイ・イールド債券は、一般に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いため、本来の投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあり、価格が大きく変動する傾向があると考えられています。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があり、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑤ ファンド・オブ・ファンズ方式のリスク

当ファンドは、複数の投資信託に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行いますが、当ファンドの信託期間が終了する以前に、主要投資対象とする投資信託が存続しないこととなった場合や組入ができなくなった場合には当ファンドは繰上償還となります。

また、投資対象の投資信託が上場されている場合は、市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てるために実質的に保有する投資信託を大量に売却しなければならない状況においては、投資信託の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

一方、上場されていない場合は、他の投資者による追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当投資信託において有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担が当投資信託の基準価額に影響を及ぼすことがあるため、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

⑥ 資産担保証券のリスク

MBS、ABS等（資産担保証券）の期限前償還リスクを伴う債券は、資産担保証券の原資産となっている住宅ローンや自動車ローン等は、一般的に金利が低下すると借換えによる返済が増え、逆に金利が上昇すると借換えによる返済が減少する傾向があります（期限前返済は金利変動の他にも様々な要因の影響を受けます。）。一般的に金利が低下した場合、低金利ローンへの借換えが増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加し、当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。こうした要因により当ファンドの基準価額が下落することがあります。なお、金利変動の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の特性によっても異なります。

MBSは多数の住宅ローンを担保として発行されますので、担保となる住宅ローンの中にはいわゆるサブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）と考えられる信用力の低いも

のも一部含まれています。また、資産担保証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、または、できなくなることが予想される場合には、資産担保証券の価格が大きく下落することもあります（債務不履行の場合、予定されていた利息および償還金が支払われないこともあります。）。

資産担保証券を売買しようとする際に、市場の流動性が著しく低下している場合があります。この場合、資産担保証券の価格が大きく変動することがあり、これに伴い当ファンドの基準価額が大きく乱高下することがあります。

⑦ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑧ デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

⑨ パッシブ運用のリスク

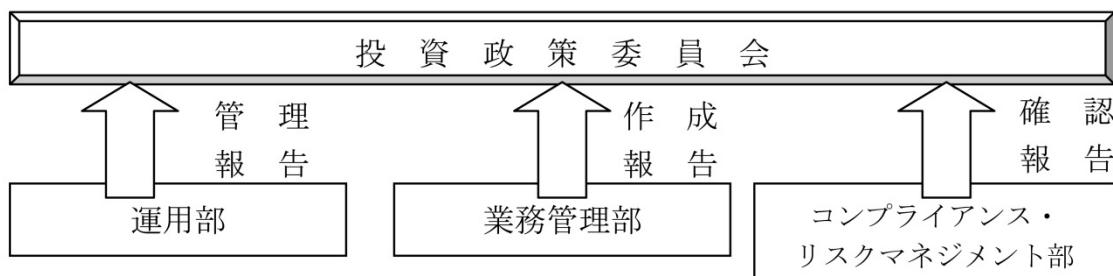
当ファンドおよび主要投資対象の外国投資信託はパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、主要投資対象の外国投資信託の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等により主要投資対象の外国投資信託においてポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、主要投資対象の外国投資信託の基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、当ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。

（2）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（3）リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

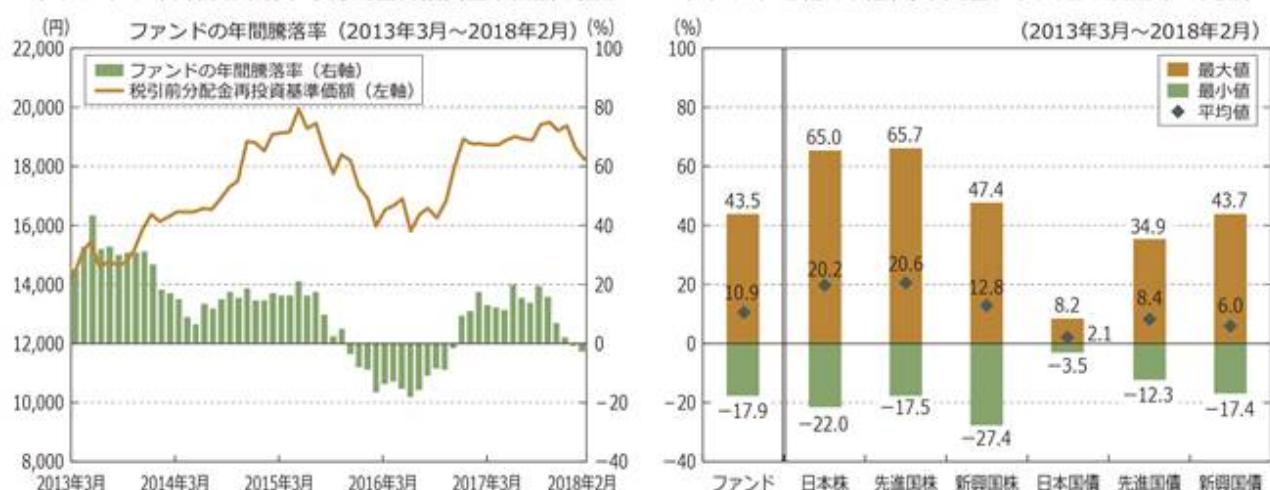
投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

上記リスクに対する管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞ <ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



- ・上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ・上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
- ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。

※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

■「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指標

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、同指標に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料（購入時手数料）は、取得申込受付日（購入申込受付日）の翌営業日の基準価額に2.16%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。

※購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の事務等の対価です。

- ② 「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の購入時手数料は、無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.5724%（税抜0.53%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに、信託財産中から支払います。

<信託報酬率の配分（税抜）>

| 支払先 | 信託報酬率（年率） | 役務の内容 |
|------|-----------|---|
| 委託会社 | 0.20% | 委託した資金の運用の対価 |
| 販売会社 | 0.30% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| 受託会社 | 0.03% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |

※外国投資信託「SPDRブルームバーグ・パークレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券において、別途、運用報酬等として純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で年率0.9724%程度となります。なお、この運用報酬等は、将来変更される可能性があります。

※消費税等相当額は、消費税および地方消費税に相当する金額です。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。

その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

※上記（1）～（4）の当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度（NISA）、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収※が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は、2018年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成 30 年 2 月 28 日現在)

| 種類 | 国／地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|----------------------|-------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券 | アメリカ | 297,921,213 | 99.73 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 49,911 | 0.02 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | | 754,189 | 0.25 |
| 純資産総額 | | 298,725,313 | 100.00 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券（短期国債マザーファンド）

(平成 30 年 2 月 28 日現在)

| 種類 | 国／地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|----------------------|-------|----------------|---------|
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | | 48,104,885,683 | 100.00 |
| 純資産総額 | | 48,104,885,683 | 100.00 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成 30 年 2 月 28 日現在)

| 順位 | 国／地域名 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量(口) | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---------|-------|-----------|-----------------------------------|----|--------|----------|-------------|----------|-------------|---------|
| 1 | アメリカ | 投資信託受益証券 | SPDR ブルームバーグ・パークレイズ・ハイ・イールド債券 ETF | — | 76,565 | 3,899.62 | 298,574,663 | 3,891.08 | 297,921,213 | 99.73 |
| 2 | 日本 | 親投資信託受益証券 | 短期国債マザーファンド | — | 49,116 | 1.0163 | 49,916 | 1.0162 | 49,911 | 0.02 |
| 投資比率：合計 | | | | | | | | | | 99.75 |

(注 1) 全銘柄について記載しています。

(注 2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注 3) 平成 30 年 2 月 28 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

| 国内／外国 | 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|-------|-----------|----|---------|
| 外国 | 投資信託受益証券 | — | 99.73 |
| 国内 | 親投資信託受益証券 | — | 0.02 |
| 合 計 | | | 99.75 |

(注 1) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

(注 2) 平成 30 年 2 月 28 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

② 【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券（短期国債マザーファンド）

① 投資有価証券の主要銘柄

該当する事項はありません。

- ② 投資不動産物件
該当する事項はありません。
- ③ その他投資資産の主要なもの
該当する事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成30年2月28日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 特定期間 | 計算期間・月末 | 純資産総額(円) | 1口当たりの純資産額(円) |
|------------|------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 第1特定期間 | 自平成23年 9月15日 至平成24年 2月20日 | 分配付： 39,581,432 分配落： 39,361,518 | 分配付： 1.0799 分配落： 1.0739 |
| 第2特定期間 | 自平成24年 2月21日 至平成24年 8月20日 | 分配付： 83,067,890 分配落： 82,605,726 | 分配付： 1.0784 分配落： 1.0724 |
| 第3特定期間 | 自平成24年 8月21日 至平成25年 2月20日 | 分配付： 184,101,900 分配落： 183,247,949 | 分配付： 1.2935 分配落： 1.2875 |
| 第4特定期間 | 自平成25年 2月21日 至平成25年 8月20日 | 分配付： 344,580,175 分配落： 342,978,277 | 分配付： 1.2906 分配落： 1.2846 |
| 第5特定期間 | 自平成25年 8月21日 至平成26年 2月20日 | 分配付： 426,952,803 分配落： 425,136,624 | 分配付： 1.4105 分配落： 1.4045 |
| 第6特定期間 | 自平成26年 2月21日 至平成26年 8月20日 | 分配付： 494,669,563 分配落： 492,939,020 | 分配付： 1.4292 分配落： 1.4242 |
| 第7特定期間 | 自平成26年 8月21日 至平成27年 2月20日 | 分配付： 493,531,121 分配落： 491,969,484 | 分配付： 1.5802 分配落： 1.5752 |
| 第8特定期間 | 自平成27年 2月21日 至平成27年 8月20日 | 分配付： 502,265,636 分配落： 500,650,550 | 分配付： 1.5549 分配落： 1.5499 |
| 第9特定期間 | 自平成27年 8月21日 至平成28年 2月22日 | 分配付： 340,300,790 分配落： 338,935,252 | 分配付： 1.2460 分配落： 1.2410 |
| 第10特定期間 | 自平成28年 2月23日 至平成28年 8月22日 | 分配付： 353,615,845 分配落： 352,214,137 | 分配付： 1.2614 分配落： 1.2564 |
| 第11特定期間 | 自平成28年 8月23日 至平成29年 2月20日 | 分配付： 340,496,193 分配落： 339,307,131 | 分配付： 1.4318 分配落： 1.4268 |
| 第12特定期間 | 自平成29年 2月21日 至平成29年 8月21日 | 分配付： 313,697,148 分配落： 312,568,129 | 分配付： 1.3892 分配落： 1.3842 |
| 第13特定期間 | 自平成29年 8月22日 至平成30年 2月20日 | 分配付： 295,325,619 分配落： 294,221,084 | 分配付： 1.3369 分配落： 1.3319 |
| 平成29年 2月末日 | | 342,371,533 | 1.4321 |
| 3月末日 | | 330,361,629 | 1.4245 |
| 4月末日 | | 330,255,346 | 1.4195 |
| 5月末日 | | 328,279,039 | 1.4255 |
| 6月末日 | | 327,033,088 | 1.4296 |
| 7月末日 | | 317,785,306 | 1.4195 |
| 8月末日 | | 320,997,894 | 1.4109 |
| 9月末日 | | 322,814,449 | 1.4446 |
| 10月末日 | | 325,246,498 | 1.4466 |
| 11月末日 | | 315,515,237 | 1.4222 |
| 12月末日 | | 317,411,029 | 1.4286 |

| 特定期間 | 計算期間・月末 | 純資産総額(円) | 1口当たりの 純資産額(円) |
|------|------------|-------------|-------------------|
| | 平成30年 1月末日 | 307,220,219 | 1.3688 |
| | 2月末日 | 298,725,313 | 1.3358 |

②【分配の推移】

| 特定期間 | 計算期間 | 一口当たりの分配金 |
|---------|------------------------------|-----------|
| 第1特定期間 | 自平成23年 9月15日 至平成24年 2月20日 | 0.0240 円 |
| 第2特定期間 | 自平成24年 2月21日 至平成24年 8月20日 | 0.0360 円 |
| 第3特定期間 | 自平成24年 8月21日 至平成25年 2月20日 | 0.0360 円 |
| 第4特定期間 | 自平成25年 2月21日 至平成25年 8月20日 | 0.0360 円 |
| 第5特定期間 | 自平成25年 8月21日 至平成26年 2月20日 | 0.0360 円 |
| 第6特定期間 | 自平成26年 2月21日 至平成26年 8月20日 | 0.0340 円 |
| 第7特定期間 | 自平成26年 8月21日 至平成27年 2月20日 | 0.0300 円 |
| 第8特定期間 | 自平成27年 2月21日 至平成27年 8月20日 | 0.0300 円 |
| 第9特定期間 | 自平成27年 8月21日 至平成28年 2月22日 | 0.0300 円 |
| 第10特定期間 | 自平成28年 2月23日 至平成28年 8月22日 | 0.0300 円 |
| 第11特定期間 | 自平成28年 8月23日 至平成29年 2月20日 | 0.0300 円 |
| 第12特定期間 | 自平成29年 2月21日 至平成29年 8月21日 | 0.0300 円 |
| 第13特定期間 | 自平成29年 8月22日 至平成30年 2月20日 | 0.0300 円 |

(注) 各特定期間中の分配金の合計です。

③【収益率の推移】

| 特定期間 | 計算期間 | 収益率 |
|--------|------------------------------|-------|
| 第1特定期間 | 自平成23年 9月15日 至平成24年 2月20日 | 9.9% |
| 第2特定期間 | 自平成24年 2月21日 至平成24年 8月20日 | 3.3% |
| 第3特定期間 | 自平成24年 8月21日 至平成25年 2月20日 | 23.8% |
| 第4特定期間 | 自平成25年 2月21日 至平成25年 8月20日 | 2.5% |
| 第5特定期間 | 自平成25年 8月21日 至平成26年 2月20日 | 12.2% |
| 第6特定期間 | 自平成26年 2月21日 至平成26年 8月20日 | 3.9% |
| 第7特定期間 | 自平成26年 8月21日 至平成27年 2月20日 | 12.8% |

| 特定期間 | 計算期間 | 収益率 |
|---------|------------------------------|--------|
| 第8特定期間 | 自平成27年 2月21日 至平成27年 8月20日 | 0.3% |
| 第9特定期間 | 自平成27年 8月21日 至平成28年 2月22日 | △18.2% |
| 第10特定期間 | 自平成28年 2月23日 至平成28年 8月22日 | 3.6% |
| 第11特定期間 | 自平成28年 8月23日 至平成29年 2月20日 | 16.1% |
| 第12特定期間 | 自平成29年 2月21日 至平成29年 8月21日 | △0.9% |
| 第13特定期間 | 自平成29年 8月22日 至平成30年 2月20日 | △1.7% |

(注) 各特定期間の収益率は、期間中の分配金を加算した特定期間末の基準価額から前特定期間末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前特定期間末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 特定期間 | 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済口数（口） |
|---------|------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 第1特定期間 | 自平成23年 9月15日 至平成24年 2月20日 | 45,970,288 | 9,317,863 | 36,652,425 |
| 第2特定期間 | 自平成24年 2月21日 至平成24年 8月20日 | 88,378,313 | 48,003,271 | 77,027,467 |
| 第3特定期間 | 自平成24年 8月21日 至平成25年 2月20日 | 120,174,204 | 54,876,451 | 142,325,220 |
| 第4特定期間 | 自平成25年 2月21日 至平成25年 8月20日 | 281,624,085 | 156,966,196 | 266,983,109 |
| 第5特定期間 | 自平成25年 8月21日 至平成26年 2月20日 | 191,428,256 | 155,714,713 | 302,696,652 |
| 第6特定期間 | 自平成26年 2月21日 至平成26年 8月20日 | 173,805,965 | 130,393,924 | 346,108,693 |
| 第7特定期間 | 自平成26年 8月21日 至平成27年 2月20日 | 144,099,106 | 177,880,258 | 312,327,541 |
| 第8特定期間 | 自平成27年 2月21日 至平成27年 8月20日 | 193,559,146 | 182,869,453 | 323,017,234 |
| 第9特定期間 | 自平成27年 8月21日 至平成28年 2月22日 | 71,153,950 | 121,063,577 | 273,107,607 |
| 第10特定期間 | 自平成28年 2月23日 至平成28年 8月22日 | 34,238,939 | 27,004,876 | 280,341,670 |
| 第11特定期間 | 自平成28年 8月23日 至平成29年 2月20日 | 58,216,372 | 100,745,505 | 237,812,537 |
| 第12特定期間 | 自平成29年 2月21日 至平成29年 8月21日 | 24,701,405 | 36,709,969 | 225,803,973 |
| 第13特定期間 | 自平成29年 8月22日 至平成30年 2月20日 | 33,128,319 | 38,025,219 | 220,907,073 |

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

(参考情報) 運用実績

(2018年2月28日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。分配金再投資基準価額は税引前の分配金を分配時に再投資したものです。

<基準価額・純資産総額>

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 13,358円 |
| 純資産総額 | 299百万円 |

分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|--------------------|--------|
| 第71期 (2017年9月20日) | 50円 |
| 第72期 (2017年10月20日) | 50円 |
| 第73期 (2017年11月20日) | 50円 |
| 第74期 (2017年12月20日) | 50円 |
| 第75期 (2018年1月22日) | 50円 |
| 第76期 (2018年2月20日) | 50円 |
| 直近1年間累計 | 600円 |
| 設定来累計 | 4,120円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

(外国投資信託「SPDRブルームバーグ・パークレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券の資産の状況)

上位10銘柄^{*1}

| 銘柄名 | 比率 | 残存年数 |
|-----------------------------|-------------------|------------|
| SFR GROUP SA | 7.375% '26/05/01 | 0.64% 8.17 |
| SPRINT CORP | 7.875% '23/09/15 | 0.59% 5.54 |
| SFR GROUP SA | 6.000% '22/05/15 | 0.48% 4.21 |
| PRIME SECSRVC BRW/FINANC | 9.250% '23/05/15 | 0.44% 5.21 |
| FIRST DATA CORPORATION | 7.000% '23/12/01 | 0.44% 5.75 |
| CCO HLDGS LLC/CAP CORP | 5.125% '27/05/01 | 0.43% 9.17 |
| 1011778 BC/NEW RED FIN | 5.000% '25/10/15 | 0.37% 7.63 |
| CHS/COMMUNITY HEALTH SYS | 6.250% '23/03/31 | 0.35% 5.09 |
| FRONTIER COMMUNICATIONS | 11.000% '25/09/15 | 0.35% 7.54 |
| SCIENTIFIC GAMES INTERNATIO | 10.000% '22/12/01 | 0.35% 4.75 |

※1 比率は外国投資信託の純資産総額対比

セクター別構成比^{*2}

| セクター | 外国投資信託 | ベンチマーク | 差 |
|------|--------|--------|--------|
| 産業 | 87.29% | 87.76% | -0.47% |
| 金融 | 9.25% | 9.19% | 0.06% |
| 公益 | 3.09% | 3.05% | 0.04% |
| その他 | 0.37% | 0.00% | 0.37% |

残存年数別構成比^{*2}

| 残存年数 | 外国投資信託 | ベンチマーク | 差 |
|-------|--------|--------|--------|
| 1年未満 | 0.44% | 0.00% | 0.44% |
| 1～3年 | 5.92% | 5.83% | 0.09% |
| 3～7年 | 57.54% | 57.07% | 0.47% |
| 7～10年 | 34.56% | 35.56% | -1.01% |
| 10年以上 | 1.52% | 1.54% | -0.01% |

格付別構成比^{*2}

| 格付 | 外国投資信託 | ベンチマーク | 差 |
|--------|--------|--------|--------|
| BBB格以上 | 0.38% | 0.00% | 0.38% |
| BB格 | 44.65% | 45.28% | -0.62% |
| B格 | 40.73% | 40.56% | 0.17% |
| CCC格以下 | 14.13% | 14.16% | -0.03% |

※2 外国投資信託の比率は外国投資信託の純資産総額対比

年間收益率の推移(暦年ベース)



※2011年のファンドとベンチマークの年間收益率は設定日から年末まで算出しています。

※2018年のファンドとベンチマークの年間收益率は年初から2月末まで算出しています。

※年間收益率の推移は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- 1) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、当ファンドの取得申込みを行ってください。
- 2) 当ファンドには「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。その際、「分配金再投資コース」をお申し込みいただく方は、ご購入に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、「分配金再投資コース」を申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 当ファンドの取得申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 4) 申込単位（購入単位）は、販売会社が定める単位にて受け付けます。
- 5) 取得申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。基準価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3）基準価額の公表」をご参照ください。
- 6) 取得申込代金（購入代金）は、購入価額に取得申込の口数を乗じて得た金額に申込手数料（購入時手数料）および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額です。
- 7) 購入代金は販売会社が定める期日までにお支払いください。
- 8) 購入時手数料は前記「4 手数料及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- 9) 購入申込不可日は、原則として、米国の取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 10) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた受益権の取得申込の受け付けを取り消すことがあります。
- 11) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。販売会社は、当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- 1) 受益者（当ファンドの受益権を取得した者）は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求を行うことにより、当ファンドを換金することができます。
- 2) 当ファンドの換金申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 3) 解約単位（換金単位）は、販売会社が定める単位にて受け付けます。
- 4) 解約価額（換金価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。換金価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。換金価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3）基準価額の公表」をご参照ください。
- 5) 信託財産留保額はありません。
- 6) 換金代金（換金価額に換金する口数を乗じて得た金額）は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

- 7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- 8) 換金申込不可日は、原則として、米国の取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 9) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた受益権の換金申込の受け付けを取り消すことがあります。
- 10) 換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」）を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|--------|---|
| 投資信託証券 | 原則として、基準価額算出日の基準価額で評価します。 |
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ②証券会社、銀行等の提示する価額 ③価格情報会社の提供する価額 |
| 外貨建資産 | 原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 |

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知りうる直近日の終値等で評価します。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社にてご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の紙面に、「U.S.ハイ債券」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

(受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限ですが、後記（5）の1) 2) 3) 5) の理由により信託を終了させる場合があります。*

*信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面決議の結果、2018年11月30日をもって信託を終了することとなった場合には、信託期間は2018年11月30日までとします。

(4) 【計算期間】

1) この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後記（5）の1) 2) 3) 5) に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託契約の解約

(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなつた場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合や組入ができなくなった場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(c) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(d) 上記(c)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(d)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(e) 上記(c)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

(f) 上記(c)から上記(e)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記(b)の場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(c)から上記(e)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

(a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に

したがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- (b) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記6)の規定にしたがいます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (b) 上記(a)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記6)の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記6)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6) 信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本6)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項（信託約款の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2

以上にあたる多数をもって行います。

- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記 (b) から上記 (e) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記 (a) から上記 (f) までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

7) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が前記「2換金（解約）手続等」に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記1) に規定する投資信託の解約または上記6) に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

8) 運用報告書の交付

毎決算時（毎年2月20日および8月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成します。

- (a) 交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。
- (b) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（www.ssga.com/jp）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

9) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

10) 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

② 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

④ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

⑤ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成29年8月22日から平成30年2月20日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月4日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

大内 純

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリートU.S.ハイ・イールド債券オープンの平成29年8月22日から平成30年2月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリートU.S.ハイ・イールド債券オープンの平成30年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

ステート・ストリートU.S.ハイ・イールド債券オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 (平成 29 年 8 月 21 日現在) | 当期 (平成 30 年 2 月 20 日現在) |
|-----------------|----------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 2, 764, 082 | 889, 788 |
| 金銭信託 | 340 | - |
| コール・ローン | 439, 913 | 2, 192, 206 |
| 投資信託受益証券 | 312, 269, 685 | 292, 339, 026 |
| 親投資信託受益証券 | 49, 936 | 49, 916 |
| 派生商品評価勘定 | 1, 170 | 1, 491 |
| 流動資産合計 | <u>315, 525, 126</u> | <u>295, 472, 427</u> |
| 資産合計 | <u>315, 525, 126</u> | <u>295, 472, 427</u> |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 1, 617, 254 | - |
| 未払収益分配金 | 1, 129, 019 | 1, 104, 535 |
| 未払解約金 | 48, 458 | 6, 297 |
| 未払受託者報酬 | 9, 017 | 7, 806 |
| 未払委託者報酬 | 150, 253 | 130, 108 |
| 未払利息 | 1 | 5 |
| その他未払費用 | 2, 995 | 2, 592 |
| 流動負債合計 | <u>2, 956, 997</u> | <u>1, 251, 343</u> |
| 負債合計 | <u>2, 956, 997</u> | <u>1, 251, 343</u> |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | ※1 225, 803, 973 | ※1 220, 907, 073 |
| 剩余金 | | |
| 期末剩余金又は期末欠損金（△） | 86, 764, 156 | 73, 314, 011 |
| （分配準備積立金） | 16, 066, 116 | 13, 679, 354 |
| 元本等合計 | <u>312, 568, 129</u> | <u>294, 221, 084</u> |
| 純資産合計 | <u>312, 568, 129</u> | <u>294, 221, 084</u> |
| 負債純資産合計 | <u>315, 525, 126</u> | <u>295, 472, 427</u> |

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

| | 前期 | 当期 |
|---|--|--|
| | 自 平成 29 年 2 月 21 日 至 平成 29 年 8 月 21 日 | 自 平成 29 年 8 月 22 日 至 平成 30 年 2 月 20 日 |
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 9,856,910 | 7,541,120 |
| 受取利息 | 694 | 1,236 |
| 有価証券売買等損益 | △1,285,163 | △4,100,394 |
| 為替差損益 | △9,790,074 | △7,004,360 |
| 営業収益合計 | △1,217,633 | △3,562,398 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 337 | 494 |
| 受託者報酬 | 52,829 | 51,463 |
| 委託者報酬 | 880,444 | 857,689 |
| その他費用 | 199,863 | 218,631 |
| 営業費用合計 | 1,133,473 | 1,128,277 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △2,351,106 | △4,690,675 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △2,351,106 | △4,690,675 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △2,351,106 | △4,690,675 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 474,922 | △40,085 |
| 期首剩余金又は期首次損金（△） | 101,494,594 | 86,764,156 |
| 剩余金増加額又は欠損金減少額 | 10,311,913 | 13,946,090 |
| 当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額 | 10,311,913 | 13,946,090 |
| 剩余金減少額又は欠損金増加額 | 15,368,332 | 16,061,902 |
| 当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額 | 15,368,332 | 16,061,902 |
| 分配金 | ※1 6,847,991 | ※1 6,683,743 |
| 期末剩余金又は期末欠損金（△） | 86,764,156 | 73,314,011 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|---------------------------|---|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 |
| 3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号) 第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 計算期間 平成29年8月20日が休日のため、当特定期間は平成29年8月22日から平成30年2月20日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 前期 (平成29年8月21日現在) | 当期 (平成30年2月20日現在) |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 1 期首元本額 | 237,812,537 円 | 225,803,973 円 |
| 期中追加設定元本額 | 24,701,405 円 | 33,128,319 円 |
| 期中一部解約元本額 | 36,709,969 円 | 38,025,219 円 |
| 2 受益権の総数 | 225,803,973 口 | 220,907,073 口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区分 | 前期 自 平成 29年 2月 21日 至 平成 29年 8月 21日 | 当期 自 平成 29年 8月 22日 至 平成 30年 2月 20日 |
|------------|---|---|
| 1 分配金の計算過程 | <p>(平成 29 年 2 月 21 日から平成 29 年 3 月 21 日までの計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2,661,406 円)、収益調整金 (138,842,150 円) 及び分配準備積立金 (15,807,731 円) より分配対象収益は 157,311,287 円 (1 万口当たり 6,857 円) であり、うち 1,146,946 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 29 年 3 月 22 日から平成 29 年 4 月 20 日までの計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,151,071 円)、収益調整金 (141,422,154 円) 及び分配準備積立金 (17,061,277 円) より分配対象収益は 159,634,502 円 (1 万口当たり 6,857 円) であり、うち 1,163,900 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 29 年 4 月 21 日から平成 29 年 5 月 22 日までの計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,312,613 円)、収益調整金 (139,264,739 円) 及び分配準備積立金 (16,586,087 円) より分配対象収益は 157,163,439 円 (1 万口当たり 6,865 円) であり、うち 1,144,608 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 29 年 5 月 23 日から平成 29 年 6 月 20 日までの計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,550,268 円)、収益調整金 (139,718,729 円) 及び分配準備積立金 (16,541,048 円) より分配対象収益は 157,810,045 円 (1 万口当たり 6,883 円) であり、うち 1,146,334 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> | <p>(平成 29 年 8 月 22 日から平成 29 年 9 月 20 日までの計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,257,029 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (139,431,395 円) 及び分配準備積立金 (15,897,330 円) より分配対象収益は 156,585,754 円 (1 万口当たり 6,889 円) であり、うち 1,136,442 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 29 年 9 月 21 日から平成 29 年 10 月 20 日までの計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,127,027 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (135,648,590 円) 及び分配準備積立金 (15,146,823 円) より分配対象収益は 151,922,440 円 (1 万口当たり 6,891 円) であり、うち 1,102,256 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 29 年 10 月 21 日から平成 29 年 11 月 20 日までの計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,105,311 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (137,287,757 円) 及び分配準備積立金 (14,593,660 円) より分配対象収益は 152,986,728 円 (1 万口当たり 6,891 円) であり、うち 1,109,920 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 29 年 11 月 21 日から平成 29 年 12 月 20 日までの計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2,378,778 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (137,952,870 円) 及び分配準備積立金 (14,356,608 円) より分配対象収益は 154,688,256 円 (1 万口当たり 6,949 円) であり、うち 1,112,986 円</p> |

| | |
|--|---|
| | (1万口当たり 50 円) を分配金額としております。 |
| (平成 29 年 6 月 21 日から平成 29 年 7 月 20 日までの計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,202,270 円)、収益調整金 (136,387,939 円) 及び分配準備積立金 (16,300,653 円) より分配対象収益は 153,890,862 円 (1 万口当たり 6,887 円) であり、うち 1,117,184 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。 | (平成 29 年 12 月 21 日から平成 30 年 1 月 22 日までの計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (138,827,649 円) 及び分配準備積立金 (15,384,840 円) より分配対象収益は 154,212,489 円 (1 万口当たり 6,899 円) であり、うち 1,117,604 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。 |
| (平成 29 年 7 月 21 日から平成 29 年 8 月 21 日までの計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,028,065 円)、収益調整金 (138,238,441 円) 及び分配準備積立金 (16,167,070 円) より分配対象収益は 155,433,576 円 (1 万口当たり 6,883 円) であり、うち 1,129,019 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。 | (平成 30 年 1 月 23 日から平成 30 年 2 月 20 日までの計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (989,611 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (137,520,781 円) 及び分配準備積立金 (13,794,278 円) より分配対象収益は 152,304,670 円 (1 万口当たり 6,894 円) であり、うち 1,104,535 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。 |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| | |
|-------------------------|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク及び信用リスクに晒されております。 デリバティブ取引には、外貨建資産の為替変動リスクを回避するために利用している為替予約取引があり、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。 |

II 金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 前期 (平成 29 年 8 月 21 日現在) | 当期 (平成 30 年 2 月 20 日現在) |
|---------------------------|--|---|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2 金融商品の時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券</p> <p>「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p> | <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> |
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額 자체がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 | 同左 |

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類 | 前期 (平成29年8月21日現在) | 当期 (平成30年2月20日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| | 最終計算期間の損益に 含まれた評価差額 | 最終計算期間の損益に 含まれた評価差額 |
| 投資信託受益証券 | △4,300,308 | △4,024,491 |
| 親投資信託受益証券 | — | — |
| 合計 | △4,300,308 | △4,024,491 |

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：円)

| 区分 | 種類 | 前期(平成29年8月21日現在) | | |
|-----------|-------------------------|------------------|----|---------------|
| | | 契約額等 うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル | 1,000,000 | — | 998,830 1,170 |
| | 合計 | 1,000,000 | — | 998,830 1,170 |

(単位：円)

| 区分 | 種類 | 当期(平成30年2月20日現在) | | |
|-----------|-------------------------|------------------|----|---------------|
| | | 契約額等 うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 アメリカ・ドル | 910,000 | — | 911,491 1,491 |
| | 合計 | 910,000 | — | 911,491 1,491 |

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 特定期間末日に對顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①特定期間末日において為替予約の受渡日の對顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②特定期間末日において為替予約の受渡日の對顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・特定期間末日に為替予約の受渡日を超える對顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 特定期間末日に對顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の對顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

| | 前期 (平成 29 年 8 月 21 日現在) | 当期 (平成 30 年 2 月 20 日現在) |
|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額) | 1,3842 円 (13,842 円) | 1,3319 円 (13,319 円) |

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額(口) | 評価額 | 備考 |
|--------------|------------|-----------------------------------|---------|-------------------------------|----|
| 投資信託受益証券 | アメリカ・ドル | SPDR ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券 ETF | 75,365 | 2,737,256.80 | |
| | アメリカ・ドル 小計 | | 75,365 | 2,737,256.80 (292,339,026) | |
| 投資信託受益証券 小計 | | | | 292,339,026 (292,339,026) | |
| 親投資信託受益証券 | 円 | 短期国債マザーファンド | 49,116 | 49,916 | |
| | 円 小計 | | 49,116 | 49,916 (49,916) | |
| 親投資信託受益証券 小計 | | | | 49,916 (49,916) | |
| 合計 | | | | 292,388,942 (292,339,026) | |

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
 3. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入投資信託受益証券時価比率 | 有価証券の合計額に対する比率 |
|---------|---------------|----------------|----------------|
| アメリカ・ドル | 投資信託受益証券 1 銘柄 | 100.0% | 100.0% |

(注)組入投資信託受益証券時価比率は時価の合計額に対する通貨毎の比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

<参考>

当ファンドは「短期国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「短期国債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

| 区分 | 注記 番号 | (平成 29 年 8 月 21 日現在) | (平成 30 年 2 月 20 日現在) |
|-------------|----------|----------------------|----------------------|
| | | 金額 | 金額 |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 金銭信託 | | 2, 654, 108 | — |
| コール・ローン | | 3, 429, 530, 052 | 47, 860, 950, 027 |
| 国債証券 | | 28, 491, 971, 050 | — |
| 未収入金 | | — | 240, 000, 000 |
| 流動資産合計 | | 31, 924, 155, 210 | 48, 100, 950, 027 |
| 資産合計 | | 31, 924, 155, 210 | 48, 100, 950, 027 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払利息 | | 9, 826 | 117, 292 |
| その他未払費用 | | 143 | 3, 238 |
| 流動負債合計 | | 9, 969 | 120, 530 |
| 負債合計 | | 9, 969 | 120, 530 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1 | 31, 400, 279, 692 | 47, 331, 123, 216 |
| 剰余金 | | 523, 865, 549 | 769, 706, 281 |
| 剰余金又は欠損金（△） | | | |
| 元本等合計 | | 31, 924, 145, 241 | 48, 100, 829, 497 |
| 純資産合計 | | 31, 924, 145, 241 | 48, 100, 829, 497 |
| 負債純資産合計 | | 31, 924, 155, 210 | 48, 100, 950, 027 |

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年 4 月 16 日から、翌年 4 月 15 日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------|---|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 |
|-------------------|---|

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | (平成29年8月21日現在) | (平成30年2月20日現在) |
|---|-----------------|-----------------|
| 1 期首元本額 | 61,747,382,120円 | 31,400,279,692円 |
| 期中追加設定元本額 | 10,403,122,669円 | 39,737,094,257円 |
| 期中一部解約元本額 | 40,750,225,097円 | 23,806,250,733円 |
| 元本の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| 短期国債ファンドVA＜適格機関投資家限定＞ | 12,276,709,130円 | 26,142,540,335円 |
| ステート・ストリートUSハイ・イールド債券オープン | 49,116円 | 49,116円 |
| ステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり） | 98,252円 | 98,252円 |
| 米国株式インバースファンド（建玉非調整型）／為替ヘッジあり＜適格機関投資家限定＞ | 12,035,353,265円 | 8,591,488,264円 |
| ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン | 19,637円 | 19,637円 |
| 米国ドル・インバースファンド（建玉非調整型）＜適格機関投資家限定＞ | 5,316,731,318円 | 790,508,745円 |
| 米国株式インバースファンド（建玉非調整型）／為替ヘッジありB＜適格機関投資家限定＞ | 1,771,318,974円 | 8,264,796,485円 |
| フレックス資産配分ファンド・プラス＜適格機関投資家限定＞ | —円 | 3,541,622,382円 |
| 計 | 31,400,279,692円 | 47,331,123,216円 |
| 2 受益権の総数 | 31,400,279,692口 | 47,331,123,216口 |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| | |
|-------------------------|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク及び信用リスクに晒されております。 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。 |

II 金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | (平成 29 年 8 月 21 日現在) | (平成 30 年 2 月 20 日現在) |
|---------------------------|--|--|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2 金融商品の時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p> | <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p> |
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類 | (平成 29 年 8 月 21 日現在) | (平成 30 年 2 月 20 日現在) |
|------|----------------------|----------------------|
| | 当期間の損益に 含まれた評価差額 | 当期間の損益に 含まれた評価差額 |
| 国債証券 | △4,744,250 | — |
| 合計 | △4,744,250 | — |

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

| | (平成 29 年 8 月 21 日現在) | (平成 30 年 2 月 20 日現在) |
|-----------------------------|------------------------|------------------------|
| 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額) | 1.0167 円 (10,167 円) | 1.0163 円 (10,163 円) |

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

該当する事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成 30 年 2 月 28 日現在)

| | |
|-------------------------|-----------------|
| I 資産総額 | 304, 501, 289 円 |
| II 負債総額 | 5, 775, 976 円 |
| III 純資産総額 (I - II) | 298, 725, 313 円 |
| IV 発行済口数 | 223, 623, 090 口 |
| V 1 口当たり純資産額 (III / IV) | 1. 3358 円 |

<参考情報>

親投資信託受益証券（短期国債マザーファンド）

(平成 30 年 2 月 28 日現在)

| | |
|-------------------------|---------------------|
| I 資産総額 | 48, 105, 006, 547 円 |
| II 負債総額 | 120, 864 円 |
| III 純資産総額 (I - II) | 48, 104, 885, 683 円 |
| IV 発行済口数 | 47, 336, 043, 023 口 |
| V 1 口当たり純資産額 (III / IV) | 1. 0162 円 |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。したがって該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

<受益権の譲渡>

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

<受益権の再分割>

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<償還金>

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて>

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

② 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

③ 発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

④ 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

② 投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2018年2月28日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計136本であり、その純資産総額は1,361,089百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表ならびに第21期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月28日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

櫻井雄一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科 目 | 期 別 | 前事業年度 (平成28年3月31日現在) | | 当事業年度 (平成29年3月31日現在) | |
|------------|-----|-------------------------|-------|-------------------------|-------|
| | | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| (資産の部) | | | % | | % |
| 流動資産 | | | | | |
| 預金 | | 6,002,331 | | 1,072,151 | |
| 有価証券 | | 6,448 | | 24,597 | |
| 前払金 | | 94,019 | | 120,702 | |
| 前払費用 | | 19,057 | | 23,871 | |
| 未収入金 | | 527,437 | | 189,169 | |
| 未収還付法人税等 | | — | | 602,213 | |
| 未収委託者報酬 | | 544,116 | | 585,796 | |
| 未収収益 | | 28,476 | | 148,631 | |
| 繰延税金資産 | | 969,336 | | 544,801 | |
| 流動資産計 | | 8,191,223 | 74.4 | 3,311,935 | 53.1 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | 130,133 | | 115,733 | |
| 建物附属設備 | ※ 1 | 103,983 | | 92,276 | |
| 器具備品 | ※ 1 | 22,098 | | 20,717 | |
| リース資産 | ※ 1 | 4,051 | | 1,736 | |
| その他の有形固定資産 | | — | | 1,003 | |
| 無形固定資産 | | 201 | | 0 | |
| ソフトウェア | ※ 2 | 201 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | 2,686,381 | | 2,803,881 | |
| 長期差入保証金 | | 75,114 | | 71,695 | |
| 繰延税金資産 | | 2,606,416 | | 2,727,336 | |
| その他投資 | | 4,850 | | 4,850 | |
| 固定資産計 | | 2,816,715 | 25.6 | 2,919,615 | 46.9 |
| 資産合計 | | 11,007,938 | 100.0 | 6,231,550 | 100.0 |

(単位：千円)

| 期 別 科 目 | 前事業年度 (平成28年3月31日現在) | | | 当事業年度 (平成29年3月31日現在) | | |
|------------|-------------------------|-------|---|-------------------------|-------|---|
| | 金 額 | 構成比 | % | 金 額 | 構成比 | % |
| (負債の部) | | | | | | |
| 流動負債 | | | | | | |
| 預り金 | 59,514 | | | 101,842 | | |
| 未払金 | 586,597 | | | 557,620 | | |
| 未払手数料 | 112,932 | | | 124,844 | | |
| その他未払金 | 473,664 | | | 432,776 | | |
| 未払費用 | 1,560 | | | 1,842 | | |
| 未払法人税等 | 3,917,946 | | | 916 | | |
| 未払消費税等 | 39,613 | | | — | | |
| 賞与引当金 | 58,531 | | | 70,852 | | |
| リース債務 | 1,861 | | | 2,834 | | |
| 流動負債計 | 4,665,626 | 42.4 | | 735,907 | 11.8 | |
| 固定負債 | | | | | | |
| 退職給付引当金 | 73,140 | | | 92,798 | | |
| 長期リース債務 | 2,834 | | | — | | |
| 固定負債計 | 75,974 | 0.7 | | 92,798 | 1.5 | |
| 負債合計 | 4,741,600 | 43.1 | | 828,706 | 13.3 | |
| (純資産の部) | | | | | | |
| 株主資本 | | | | | | |
| 資本金 | 6,266,337 | 56.9 | | 5,402,844 | 86.7 | |
| 利益剰余金 | 310,000 | | | 310,000 | | |
| 利益準備金 | 77,500 | | | 77,500 | | |
| その他利益剰余金 | | | | | | |
| 別途積立金 | 31,620 | | | 31,620 | | |
| 繰越利益剰余金 | 5,847,217 | | | 4,983,724 | | |
| 純資産合計 | 6,266,337 | 56.9 | | 5,402,844 | 86.7 | |
| 負債・純資産合計 | 11,007,938 | 100.0 | | 6,231,550 | 100.0 | |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| 期 別 科 目 | 前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | | 当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 | |
|------------|--------------------------------------|-------|--------------------------------------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 営業収益 | | % | | % |
| 委託者報酬 | 2,509,890 | | 2,212,712 | |
| 投資顧問収入 | 1,578,998 | | 1,458,677 | |
| その他営業収益 | 155,119 | | 50,406 | |
| 営業収益計 | 4,244,008 | 100.0 | 3,721,797 | 100.0 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 559,139 | | 489,863 | |
| 広告宣伝費 | 16,680 | | 35,172 | |
| 公告費 | 1,190 | | 1,190 | |
| 調査費 | 410,480 | | 417,879 | |
| 調査費 | 265,829 | | 293,362 | |
| 委託調査費 | 142,735 | | 122,452 | |
| 図書費 | 1,915 | | 2,063 | |
| 委託計算費 | 151,283 | | 142,995 | |
| 営業雑経費 | 42,905 | | 38,828 | |
| 通信費 | 4,838 | | 4,373 | |
| 印刷費 | 11,461 | | 8,695 | |
| 協会費 | 10,719 | | 10,238 | |
| 諸会費 | 4,744 | | 3,751 | |
| その他 | 11,140 | | 11,770 | |
| 営業費用計 | 1,181,679 | 27.8 | 1,125,930 | 30.3 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | 1,209,889 | | 1,355,113 | |
| 役員報酬 | 289,386 | | 320,210 | |
| 給料・手当 | 689,687 | | 742,957 | |
| 賞与 | 187,055 | | 240,448 | |
| 賞与引当金繰入額 | 43,760 | | 51,497 | |
| 交際費 | 2,655 | | 2,819 | |
| 旅費交通費 | 27,724 | | 25,539 | |
| 租税公課 | 99,542 | | 3,445 | |
| 不動産賃借料 | 85,870 | | 98,463 | |
| 退職給付費用 | 80,570 | | 89,895 | |
| 固定資産減価償却費 | 25,224 | | 19,230 | |
| 福利厚生費 | 84,742 | | 103,558 | |
| 事務手数料 | 522,979 | | 684,643 | |
| 諸経費 | 148,610 | | 40,555 | |
| 一般管理費計 | 2,287,811 | 53.9 | 2,423,266 | 65.1 |
| 営業利益 | 774,517 | 18.2 | 172,600 | 4.6 |

| | | | | | | |
|--------------|--|------------|-------|----------|------|--|
| 営業外収益 | | 0 | | — | | |
| 受取利息 | | — | | 6,845 | | |
| 有価証券運用益 | | 278 | | 1,326 | | |
| 雑収入 | | 278 | 0.0 | 8,172 | 0.2 | |
| 営業外収益計 | | | | | | |
| 営業外費用 | | 174 | | 118 | | |
| 支払利息 | | 2,081 | | 1,479 | | |
| 為替差損 | | 1,242 | | — | | |
| 有価証券運用損 | | 360 | | 161 | | |
| 雑損失 | | 3,858 | 0.1 | 1,759 | 0.0 | |
| 営業外費用計 | | | | | | |
| 経常利益 | | 770,936 | 18.2 | 179,013 | 4.8 | |
| 特別利益 | | — | — | 101,509 | | |
| 事業再構築費用戻入 | | — | — | 101,509 | 2.7 | |
| 特別利益計 | | | | | | |
| 特別損失 | | 101,509 | | — | | |
| 事業再構築費用 | | 173 | | 32,965 | | |
| 事務処理損失 | | 101,682 | 2.4 | 32,965 | 0.9 | |
| 特別損失計 | | | | | | |
| 税引前当期純利益 | | 669,254 | 15.8 | 247,557 | 6.7 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,035,569 | 95.1 | △188,427 | △5.1 | |
| 法人税等調整額 | | △3,462,138 | △81.6 | 303,615 | 8.2 | |
| 当期純利益 | | 95,824 | 2.3 | 132,369 | 3.6 | |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | 純資産合計 | |
|---------|---------|-----------|-------------|-----------|--------------|------------|-------------|------------|------------|--|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 | 株主資本 合計 | | |
| | | 資本 準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 | 別途積立金 | | | | |
| 当期首残高 | 310,000 | — | — | 77,500 | 31,620 | 8,751,393 | 8,860,513 | 9,170,513 | 9,170,513 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | — | — | — | — | — | △3,000,000 | △3,000,000 | △3,000,000 | △3,000,000 | |
| 当期純利益 | — | — | — | — | — | 95,824 | 95,824 | 95,824 | 95,824 | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | △2,904,175 | △2,904,175 | △2,904,175 | △2,904,175 | |
| 当期末残高 | 310,000 | — | — | 77,500 | 31,620 | 5,847,217 | 5,956,337 | 6,266,337 | 6,266,337 | |

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | 純資産合計 | |
|---------|---------|-----------|-------------|-----------|--------------|-----------|-------------|------------|-----------|--|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 | 株主資本 合計 | | |
| | | 資本 準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 | 別途積立金 | | | | |
| 当期首残高 | 310,000 | — | — | 77,500 | 31,620 | 5,847,217 | 5,956,337 | 6,266,337 | 6,266,337 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | — | — | — | — | — | △995,862 | △995,862 | △995,862 | △995,862 | |
| 当期純利益 | — | — | — | — | — | 132,369 | 132,369 | 132,369 | 132,369 | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | △863,492 | △863,492 | △863,492 | △863,492 | |
| 当期末残高 | 310,000 | — | — | 77,500 | 31,620 | 4,983,724 | 5,092,844 | 5,402,844 | 5,402,844 | |

[重要な会計方針]

| | | | | | |
|---------------------------------|--|--------|-------|------|----|
| 1．有価証券の評価基準 及び評価方法 | <p>有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> | | | | |
| 2．固定資産の減価償却 方法 | <p>(1) 有形固定資産</p> <p>①リース資産以外の有形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table> <tbody> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>9～10年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>7年</td> </tr> </tbody> </table> <p>②リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。</p> <p>なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> | 建物附属設備 | 9～10年 | 器具備品 | 7年 |
| 建物附属設備 | 9～10年 | | | | |
| 器具備品 | 7年 | | | | |
| 3．外貨建の資産及び 負債の本邦通貨への 換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 | | | | |
| 4．引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金</p> <p>従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法</p> <p>過去勤務費用</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>発生の翌事業年度に一括損益処理しております。</p> | | | | |

| | |
|-------------------------------|---|
| 5. その他 財務諸表作成のため の重要な事項 | 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 |
|-------------------------------|---|

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成28年3月31日現在) | 当事業年度 (平成29年3月31日現在) |
|---|---|
| ※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 16,731千円 器具備品 17,133千円 リース資産 2,893千円 | ※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 29,387千円 器具備品 21,193千円 リース資産 5,208千円 |
| ※2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウエア 11,323千円 | ※2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウエア 11,524千円 |
| 関係会社に係る注記 該当事項はありません。 | 関係会社に係る注記 同左 |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | 当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 |
|--|---|
| ※移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額141,249千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額519,485千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。 | ※移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額48,303千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額684,643千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。 |
| 関係会社に係る注記 該当事項はありません。 | 関係会社に係る注記 同左 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

| | 当事業年度期首 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当事業年度末 |
|------|---------|---------|---------|--------|
| 普通株式 | 6,200株 | — | — | 6,200株 |

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の 総額 | 1株あたり の配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------------|---------------|------------|------------|
| 平成28年3月24日 取締役会 | 普通株式 | 3,000,000千円 | 483,870.96円 | 平成27年9月30日 | 平成28年3月25日 |

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

該当ありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

| | 当事業年度期首 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当事業年度末 |
|------|---------|---------|---------|--------|
| 普通株式 | 6,200株 | — | — | 6,200株 |

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の 総額 | 1株あたり の配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|------------|---------------|------------|-------------|
| 平成28年12月22日 取締役会 | 普通株式 | 995,862千円 | 160,622.90円 | 平成28年9月30日 | 平成28年12月26日 |

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

該当ありません。

(リース取引関係)

| 前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | 当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 |
|--|--------------------------------------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 社用車両であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減却償却方法」 に記載の通りであります。 | 同左 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|-----------|-----------|---------|
| (1) 預金 | 6,002,331 | 6,002,331 | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 544,116 | 544,116 | — |
| (3) 未収入金 | 527,437 | 527,437 | — |
| (4) 長期差入保証金 | 75,114 | 45,594 | △29,520 |
| (5) 未払手数料 | 112,932 | 112,932 | — |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金及び(5) 未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを賃貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

平成29年3月31日現在

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|-----------|-----------|----------|
| (1) 預金 | 1,072,151 | 1,072,151 | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 585,796 | 585,796 | — |
| (3) 未収入金 | 189,169 | 189,169 | — |
| (4) 未収還付法人税等 | 602,213 | 602,213 | — |
| (5) 長期差入保証金 | 71,695 | 45,753 | △ 25,942 |
| (6) 未払手数料 | 124,844 | 124,844 | — |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び(6) 未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを賃貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

| 前事業年度 (平成28年3月31日現在) | 当事業年度 (平成29年3月31日現在) |
|-------------------------|-------------------------|
| 売買目的の有価証券 | 売買目的の有価証券 |
| 貸借対照表計上額 6,448千円 | 貸借対照表計上額 24,597千円 |
| 当事業年度の損益に | 当事業年度の損益に |
| 含まれた評価差額 1,448千円 | 含まれた評価差額 3,169千円 |

(デリバティブ取引関係)

| 前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | 当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| 前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | |
|--------------------------------------|----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 426,295 |
| 勤務費用 | 46,270 |
| 利息費用 | 4,262 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 20,018 |
| 退職給付の支払額 | △ 38,975 |
| 退職給付債務の期末残高 | 457,872 |

(単位：千円)

| 当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 | |
|--------------------------------------|----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 457,872 |
| 勤務費用 | 47,433 |
| 利息費用 | — |
| 数理計算上の差異の発生額 | △ 20,312 |
| 退職給付の支払額 | △ 15,877 |
| 退職給付債務の期末残高 | 469,114 |

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位 : 千円)

| | | 前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 |
|--------------|--|--------------------------------------|
| 年金資産の期首残高 | | 311,134 |
| 期待運用収益 | | 2,295 |
| 数理計算上の差異の発生額 | | 6,922 |
| 事業主からの拠出額 | | 46,651 |
| 退職給付の支払額 | | △ 38,975 |
| 年金資産の期末残高 | | 328,027 |

(単位 : 千円)

| | | 当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 |
|--------------|--|--------------------------------------|
| 年金資産の期首残高 | | 328,027 |
| 期待運用収益 | | 2,421 |
| 数理計算上の差異の発生額 | | 5,670 |
| 事業主からの拠出額 | | 47,170 |
| 退職給付の支払額 | | △ 15,877 |
| 年金資産の期末残高 | | 367,412 |

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位 : 千円)

| | | 前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 |
|---------------------|--|--------------------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | | 457,872 |
| 年金資産 | | △ 328,027 |
| | | 129,844 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | | — |
| 未積立退職給付債務 | | 129,844 |
| 未認識数理計算上の差異 | | △ 13,096 |
| 未認識過去勤務費用 | | △ 43,608 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | | 73,140 |

(単位：千円)

| | | 当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 |
|---------------------|--|--------------------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | | 469,114 |
| 年金資産 | | <u>△ 367,412</u> |
| | | 101,701 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | | <u>—</u> |
| 未積立退職給付債務 | | 101,701 |
| 未認識数理計算上の差異 | | 25,983 |
| 未認識過去勤務費用 | | <u>△ 34,886</u> |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | | 92,798 |

5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

| | | 前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 |
|--------------------|--|--------------------------------------|
| 退職給付費用 | | 61,118 |
| (1) 勤務費用 | | 46,270 |
| (2) 利息費用 | | 4,262 |
| (3) 期待運用収益 (減算) | | 2,295 |
| (4) 過去勤務費用の費用処理額 | | 8,721 |
| (5) 数理計算上の差異の費用処理額 | | 4,158 |

(単位：千円)

| | | 当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 |
|--------------------|--|--------------------------------------|
| 退職給付費用 | | 66,829 |
| (1) 勤務費用 | | 47,433 |
| (2) 利息費用 | | — |
| (3) 期待運用収益 (減算) | | 2,421 |
| (4) 過去勤務費用の費用処理額 | | 8,721 |
| (5) 数理計算上の差異の費用処理額 | | 13,096 |

6. 年金資産に関する事項

前事業年度（平成28年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

| | |
|------------|--------|
| 保険資産（一般勘定） | 97.7% |
| その他 | 2.3% |
| 合計 | 100.0% |

② 長期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（平成29年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

| | |
|------------|--------|
| 保険資産（一般勘定） | 97.9% |
| その他 | 2.1% |
| 合計 | 100.0% |

② 長期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

| | 前事業年度 (平成28年3月31日現在) |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 割引率 | 0.0% |
| (2) 長期待運用収益率 | 0.75% |
| (3) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| (4) 過去勤務費用の処理年数 | 発生時より11年 |
| (5) 数理計算上の差異の処理年数 | 1年 |

(注) 当事業年度の期首時点において適用した割引率は1.0%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を0.0%に変更しております。

| | 当事業年度 (平成29年3月31日現在) |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 割引率 | 0.0% |
| (2) 長期待運用収益率 | 0.75% |
| (3) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| (4) 過去勤務費用の処理年数 | 発生時より11年 |
| (5) 数理計算上の差異の処理年数 | 1年 |

8. 確定拠出制度

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は15,211千円であります。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は17,895千円であります。

(税効果会計関係)

| 前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | 当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 |
| (単位：千円) | (単位：千円) |
| 繰延税金資産（流動） | 繰延税金資産（流動） |
| 連結納税適用に伴う影響額 647,569 | 連結納税適用に伴う影響額 617,391 |
| 未払事業税 236,325 | |
| 賞与引当金繰入超過額 15,182 | 賞与引当金繰入超過額 19,076 |
| その他 70,259 | その他 28,260 |
| 繰延税金資産（流動）合計 969,336 | 繰延税金資産（流動）合計 664,727 |
| 繰延税金負債（流動）との相殺 — | 繰延税金負債（流動）との相殺 △119,926 |
| 繰延税金資産（流動）の純額 969,336 | 繰延税金資産（流動）の純額 544,801 |
| 繰延税金資産（固定） | 繰延税金資産（固定） |
| 連結納税適用に伴う影響額 2,575,170 | 連結納税適用に伴う影響額 1,837,769 |
| 退職給付引当金 23,491 | 退職給付引当金 29,482 |
| その他 7,754 | 繰越欠損金 848,912 |
| 繰延税金資産（固定）合計 2,606,416 | その他 11,173 |
| 繰延税金負債（固定）との相殺 — | 繰延税金資産（固定）合計 2,727,336 |
| 繰延税金資産（固定）の純額 2,606,416 | 繰延税金負債（固定）との相殺 — |
| 繰延税金資産合計 3,575,752 | 繰延税金資産（固定）の純額 2,727,336 |
| 繰延税金負債（流動） | 繰延税金資産合計 3,272,137 |
| その他 — | |
| 繰延税金負債（流動）合計 — | 繰延税金負債（流動） |
| 繰延税金資産（流動）との相殺 — | 未払事業税 △119,926 |
| 繰延税金負債（流動）の純額 — | 繰延税金負債（流動）合計 △119,926 |
| 繰延税金資産（流動）との相殺 — | 繰延税金資産（流動）との相殺 119,926 |
| 繰延税金負債（流動）の純額 — | 繰延税金負債（流動）の純額 — |
| 事業譲受に係る調整項目 — | |

| | | | |
|--|-----------|--------------------|--|
| 繰延税金負債（固定）合計 | — | | |
| 繰延税金資産（固定）との相殺 | — | | |
| 繰延税金負債（固定）の純額 | — | | |
| 繰延税金資産の純額 | 3,575,752 | 繰延税金資産の純額 | 3,272,137 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 | | | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 |
| 法定実効税率 | 33.0% | 法定実効税率 | 30.8% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 8.1% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 25.4% |
| 税率変更差異 | 40.5% | その他 | △9.7% |
| その他 | 3.8% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 46.5% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 85.6% | | |

(税率変更に伴う影響)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産は178,278千円減少し、法人税等調整額は178,278千円増加しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(企業結合関係等)

| 前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | 当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、資産除去費用の見積額の更新および旧オフィス賃借契約終了に伴う一部の資産除去債務の履行により54,624千円減少しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

①営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

I 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 当事業年度 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-------------|---------------------------------------|----------------------|--------------|-----------------------------|---------------|--------|---|---|---|-------------|--------------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー | 米国 マサチューセッツ州ボストン市 | 29百万 米ドル | 銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務 | なし | なし | 助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払 | ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料の受取 事務手数料の支払 | 167,037 118,594 235,888 141,249 522,979 | 未収入金 未払金 | 228,410 205,912 |
| | ステート・ストリート信託銀行株式会社 | 東京都港区 | 25億円 | 銀行業 | なし | なし | 投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等 | 投資信託計理業務委託 人件費等の支払 | 38,211 133,176 | 前払金 | 94,019 |
| | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユニティッド・キングダム | 英国 ロンドン | 62百万 ポンド | 投資顧問、投資信託委託業務 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供並びに受入れ | 投資顧問料の受取 投資顧問料の支払 | 399 10,659 | — | — |
| | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール | シンガポール シンガポール市 | 136万シンガポールドル | 投資顧問業 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供及びE T F 商品の紹介 | 紹介料の受取 | 290 | — | — |

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-------------|---------------------------------------|----------------------|--------------|-----------------------------|---------------|-----------|-------------------------------|---------------------------------|------------------------------|------------|-------------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー | 米国 マサチューセッツ州ボストン市 | 29百万 米ドル | 銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務 | なし | なし | 助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ | ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 | 184,870 93,591 | 未払金 前払金 | 298,783 74,932 |
| | ステート・ストリート信託銀行株式会社 | 東京都港区 | 25億円 | 銀行業 | なし | なし | ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払 | 人件費等の支払 事務手数料の受取 事務手数料の支払 | 316,476 48,303 684,643 | | |
| | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユニティッド・キングダム | 英国 ロンドン | 62百万ポンド | 投資顧問、投資信託委託業務 | なし | なし | 投資信託計理の事務サービスの受入れ | 投資信託計理業務 人件費等の支払 | 32,352 142,287 | 前払金 | 45,770 |
| | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール | シンガポール シンガポール市 | 136万シンガポールドル | 投資顧問業 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供及びE T F商品の紹介 | 投資顧問料の支払 紹介料の受取 | 10,201 269 | — | — |

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

II 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス
 （非上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | 当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 |
|---|---|
| 1株当たり純資産 1,010,699円58銭 | 1株当たり純資産 871,426円53銭 |
| 1株当たり当期純利益 15,455円49銭 | 1株当たり当期純利益 21,349円86銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 |

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | 当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 |
|-------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 当期純利益（千円） | 95,824 | 132,369 |
| 普通株主に帰属しない金額 | — | — |
| 普通株式にかかる当期純利益（千円） | 95,824 | 132,369 |
| 期中平均株式数（株） | 6,200 | 6,200 |

(重要な後発事象)

| 前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 |
|--------------------------------------|
| 該当事項はありません。 |

| 当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 |
|--------------------------------------|
| 該当事項はありません。 |

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月21日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

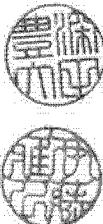
公認会計士

深田豊大

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤雅人



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目 | 期 別 | 第21期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在) | |
|----------|-----|-------------------------------|-------|
| | | 金 額 | 構成比 |
| (資産の部) | | | % |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | 1,720,311 | |
| 有価証券 | | 47,809 | |
| 前払金 | | 147,567 | |
| 前払費用 | | 10,729 | |
| 未収入金 | | 332,957 | |
| 未収委託者報酬 | | 630,199 | |
| 未収収益 | | 292,958 | |
| 繰延税金資産 | | 656,419 | |
| 流動資産計 | | 3,838,951 | 59.5 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物附属設備 | ※ 1 | 85,912 | |
| 器具備品 | ※ 1 | 30,749 | |
| リース資産 | ※ 1 | 578 | |
| 無形固定資産 | | | 0 |
| ソフトウェア | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | | |
| 長期差入保証金 | | 69,706 | |
| 繰延税金資産 | | 2,418,618 | |
| その他投資 | | 4,850 | |
| 固定資産計 | | 2,610,415 | 40.5 |
| 資産合計 | | 6,449,366 | 100.0 |
| (負債の部) | | | % |
| 流動負債 | | | |
| 預り金 | | 30,205 | |
| 未払金 | | 295,094 | |
| 未払手数料 | | 130,056 | |
| その他未払金 | | 165,038 | |
| 未払費用 | | 1,941 | |
| 未払法人税等 | | 5,920 | |
| 未払消費税等 | ※ 2 | 35,028 | |
| 賞与引当金 | | 213,969 | |
| リース債務 | | 1,881 | |
| 流動負債計 | | 584,042 | 9.1 |
| 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | | 78,958 | |
| 固定負債計 | | 78,958 | 1.2 |
| 負債合計 | | 663,001 | 10.3 |
| (純資産の部) | | | % |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | 310,000 | |
| 利益剰余金 | | 5,476,364 | |
| 利益準備金 | | 77,500 | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 別途積立金 | | 31,620 | |
| 繰越利益剰余金 | | 5,367,244 | |
| 純資産合計 | | 5,786,364 | 89.7 |
| 負債・純資産合計 | | 6,449,366 | 100.0 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 期 別 | 第21期中間会計期間 自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日 | |
|--------------|-----|---|----------|
| | | 金額 | 構成比 % |
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 1,162,920 | |
| 投資顧問収入 | | 834,160 | |
| その他営業収益 | ※1 | 28,712 | |
| 営業収益計 | | 2,025,793 | 100.0 |
| 営業費用・一般管理費 | | | |
| 営業費用 | | 577,318 | |
| 支払手数料 | | 259,236 | |
| その他営業費用 | | 318,081 | |
| 一般管理費 | ※2 | 877,797 | |
| 営業費用・一般管理費計 | | 1,455,115 | 71.8 |
| 営業利益 | | 570,677 | 28.2 |
| 営業外収益 | | 10,571 | 0.5 |
| 営業外費用 | | 364 | 0.0 |
| 経常利益 | | 580,884 | 28.7 |
| 特別損失 | | 0 | 0.0 |
| 税引前中間純利益 | | 580,884 | 28.7 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 265 | 0.0 |
| 法人税等調整額 | | 197,099 | 9.7 |
| 中間純利益 | | 383,520 | 18.9 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

(単位：千円)

| 資本金 | 株 主 資 本 | | | | | | | 純資産 合計 | |
|-----------|-----------|-----------------|-----------|--------------|-----------|-------------|-----------|-----------|--|
| | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | | | |
| | 資本 準備金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 310,000 | - | - | 77,500 | 31,620 | 4,983,724 | 5,092,844 | 5,402,844 | |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 中間純利益 | - | - | - | - | - | 383,520 | 383,520 | 383,520 | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | - | - | 383,520 | 383,520 | 383,520 | |
| 当中間期末残高 | 310,000 | - | - | 77,500 | 31,620 | 5,367,244 | 5,476,364 | 5,786,364 | |

[重要な会計方針]

| | |
|--------------------------|--|
| | 第21期中間会計期間 自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日 |
| 1. 資産の評価基準及び評価方法 | 有価証券 売買目的有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 2. 固定資産の減価償却方法 | (1) 有形固定資産 ①リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 9～10年 器具備品 3～7年 ②リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する方法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 4. 引当金の計上基準 | (1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。 |

| | |
|------------------------------|---|
| | <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法</p> <p>過去勤務費用</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>発生の翌事業年度に一括費用処理しております。</p> |
| 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| | | | | | | | |
|--------------------|---|--------|----------|------|----------|-------|---------|
| | <p>第21期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)</p> | | | | | | |
| ※1. 有形固定資産の減価償却累計額 | <table> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>35,751千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>24,842千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>6,365千円</td> </tr> </table> | 建物附属設備 | 35,751千円 | 器具備品 | 24,842千円 | リース資産 | 6,365千円 |
| 建物附属設備 | 35,751千円 | | | | | | |
| 器具備品 | 24,842千円 | | | | | | |
| リース資産 | 6,365千円 | | | | | | |
| ※2. 消費税等の取扱い | <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p> | | | | | | |

(中間損益計算書関係)

| | | | | | |
|---|--|--------|----------|-------|---------|
| | <p>第21期中間会計期間 自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日</p> | | | | |
| ※1. 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額28,585千円は、損益計算書のその他営業収益に含まれております。 | | | | | |
| ※2. 減価償却実施額 | <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>10,013千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>1,157千円</td> </tr> </table> | 有形固定資産 | 10,013千円 | リース資産 | 1,157千円 |
| 有形固定資産 | 10,013千円 | | | | |
| リース資産 | 1,157千円 | | | | |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第21期中間会計期間

自 平成29年4月1日

至 平成29年9月30日

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当中間会計期間 増加株式数(株) | 当中間会計期間 減少株式数(株) | 当中間会計期間末 株式数(株) |
|-------|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 6,200 | — | — | 6,200 |

(リース取引)

第21期中間会計期間

自 平成29年4月1日

至 平成29年9月30日

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

社用車両であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

第21期中間会計期間

自 平成29年4月1日

至 平成29年9月30日

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|------------|-----------|---------|
| (1) 預金 | 1,720,311 | 1,720,311 | — |
| (2) 未収入金 | 332,957 | 332,957 | — |
| (3) 未収委託者報酬 | 630,199 | 630,199 | — |
| (4) 長期差入保証金 | 69,706 | 45,553 | △24,152 |
| (5) 未払手数料 | 130,056 | 130,056 | — |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬及び、(5) 未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを賃貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(有価証券関係)

第21期中間会計期間末
(平成29年9月30日現在)

| | |
|---------------------|----------|
| 売買目的の有価証券 | |
| 貸借対照表計上額 | 47,809千円 |
| 当中間会計期間の損益に含まれた評価差額 | 3,231千円 |

(資産除去債務関係)

第21期中間会計期間末
(平成29年9月30日現在)

資産除去債務の総額の期中における増減はありません。

(デリバティブ取引関係)

第21期中間会計期間末
(平成29年9月30日現在)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第21期中間会計期間末
(平成29年9月30日現在)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第21期中間会計期間

自 平成29年4月 1日

至 平成29年9月30日

1株当たり純資産額 933,284円64銭

1株当たり中間純利益 61,858円10銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 第21期中間会計期間 | |
|-------------------|---------|
| 自 平成29年4月1日 | |
| 至 平成29年9月30日 | |
| 中間純利益(千円) | 383,520 |
| 普通株主に帰属しない金額 | — |
| 普通株式にかかる中間純利益(千円) | 383,520 |
| 期中平均株式数(株) | 6,200 |

(重要な後発事象)

第21期中間会計期間

自 平成29年4月1日

至 平成29年9月30日

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

（2）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

ステート・ストリートＵＳハイ・イールド債券オープン

約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として米ドル建て外国投資信託「SPDRブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券 ETF※¹」受益証券への投資を通じて、実質的に米ドル建てハイ・イールド債券へ幅広く分散投資することにより、中長期的にブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックス※²（円ベース）に連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。

※¹ 正式名称： SPDR® Bloomberg Barclays High Yield Bond ETF

※² 正式名称： Bloomberg Barclays High Yield Very Liquid Index

2. 運用方法

(1) 投資対象

SPDRブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券 ETF 受益証券（以下「SPDR ハイ・イールド ETF」といいます。）および短期国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。
- ②SPDR ハイ・イールド ETF の組入比率は原則として高位を維持し、マザーファンド受益証券の組入れも行います。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。
- ⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。
- ⑦大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 投資制限

- ①SPDR ハイ・イールド ETF およびマザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社

- 法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥デリバティブ取引は、約款19条、第20条および第21条の範囲で行います。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時(原則として毎月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ①分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ステート・ストリートU.S.ハイ・イールド債券オープン
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を除く。以下この条、第16条および第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

- 第2条 委託者は、金999万円を受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項、第49条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第4条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第6条 委託者は、第2条第1項に規定する信託によって生じた受益権については、これを999万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除了した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、第4項に規定する受益権の価額に取得申込口数を乗じて得た金額について、委託者の承諾を得て各第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める申込単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第41条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数

倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日が米国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）または銀行の休業日の場合は、原則として受益権の取得の申込に応じないものとします。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑥ 前2項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受けた受益権の取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

- 第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

- 第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。以下同じ。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第15条 委託者は、信託金を、主として米ドル建て外国投資信託「SPDRブルームバーグ・バーカレイズ・ハイ・イールド債券ETF」受益証券およびステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された短期国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号

で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に定める資産への投資等を行う

ことができます。

- ② 前項の取扱いは、第19条ないし第24条、第26条および第30条ないし第32条における委託者の指図による取引その他これらに類する行為を行う場合についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条ないし第24条、第26条および第30条ないし第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第18条 委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

（先物取引等の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取

引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

- 第21条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- ② 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図にあたっては、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第1項および第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（有価証券の売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るために、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的

として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成23年9月15日から平成23年11月21日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支

弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せざかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等)

- 第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の53の率を乗じて得た金額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

- 第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第40条 受託者は、収益分配金については、第41条第1項に規定する支払開始日および同条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第41条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第44条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第41条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と受益権の取得申込者との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。ただし、第44条第1項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項に準じて受益者に支払います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第42条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（一部解約）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の承諾を得て各第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求日が米国の取引所または銀行の休業日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指

定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、解約請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた第1項による一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第45条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合や組入ができなくなった場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

にあたる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第51条 この信託は、受益者が第44条に規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第45条に規定する投資信託の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公 告)

第53条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

上記条項により信託契約を締結します。

平成23年9月15日

平成24年4月1日変更

平成24年9月28日変更

平成24年11月20日変更

平成25年1月4日変更

平成26年12月1日変更

平成28年5月31日変更

平成28年11月19日変更

平成29年5月20日変更

委託者 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

- 第1条 第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第2条 第21条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

親投資信託

短期国債マザーファンド

約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

運用の基本方針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本の短期公社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①満期1年以内の日本の国債を主要投資対象とします。
- ②公社債の組入比率は原則として高位を維持します。
- ③信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われるデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。
- ④信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑤大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 投資制限

- ①公社債の投資割合には制限を設けません。
- ②満期1年を超える公社債への投資は行いません。
- ③株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④投資信託証券の投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥デリバティブ取引は、約款第16条、第17条および第18条の範囲で行います。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
短期国債マザーファンド

約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

- 第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金2兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から、第38条第1項もしくは第2項、第39条第1項、第40条第1項または第42条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

- 第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条、第36条および第38条第2項において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号に掲げる適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

- 第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の証券投資信託（以下「ベビーファンド」といいます。）の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第6条 委託者は、第2条第1項に規定する信託によって生じた受益権については、これを100万口とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価するものとします。以下同じ）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。以下同じ。）
 - ハ. 金銭債権
 - 二. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
13. 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第15号証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10

を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

- 第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条ないし第21条、第25条および第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条ないし第21条、第25条および第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

- 第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第15条 委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権割当により取得する株式については、この限りではありません。

(先物取引等の運用指図)

- 第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）の指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

- 第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

- 第18条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- ② 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- ② 前項の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

- 第22条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

- 第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保

管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混載寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券の売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎年4月16日から翌年4月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成21年7月21日から平成22年4月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。但し、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定

める報告は行なわないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用のうち、ベビーファンドに関連して生じたものについては、委託者はこれをこの信託に関連して生じたものではないとみなすことができます。

(信託報酬等)

第32条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第33条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第34条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額の差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了した時は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第37条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 前項の一部解約の価額は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいま

す。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てすることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

- 第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信

託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条 この信託は、受益者が第37条に規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する投資信託の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者の書面交付）

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公 告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 21 日
平成 24 年 4 月 1 日変更
平成 25 年 1 月 4 日変更
平成 26 年 12 月 1 日変更
平成 28 年 4 月 28 日変更
平成 28 年 5 月 31 日変更

委託者 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。